工事名	令和4年度(債務負担行為)穂高墓地公園　合葬式墳墓石板立て設置工事
工事場所	安曇野市　穂高墓地公園　　**金抜設計書**

工事概要	施 工 方 法	請　　負
令和4年度(債務負担行為)穂高墓地公園　合葬式墳墓石板立て設置工事 ・合葬墓の石板追加設置工事一式　計2基	施 工 期 間	契約日から 令和5年6月22日
	担　当　課	環境課　環境保全係
	工事担当課	財産管理課　施設経営担当

工事設計書

名　　称	数　量	単位	金　　額	摘　　要
令和4年度　(債務負担行為)穂高墓地公園　合葬式墳墓石板立て設置工事				
A　直接工事費				
石板設置工事	1.0	式		
	1.0	式		
直接工事費　計				
B　共通仮設費	1.0	式		
純工事費				
C　現場経費	1.0	式		
工事原価				
D　一般管理費	1.0	式		
工事費合計				
E　消費税相当額				
総　合　計				

工事設計書

	名　　称	規　　格	数　量	単位	単　価	金　　額	摘　　要
B	共通仮設費						
	準　　備　　費	┐					
	仮　設　物　費	│					
	電力用水光熱費	│					
	工 事 施 設 費	│					
	環 境 安 全 費	├―――	1.0	式			
	機 械 器 具 費	│					
	屋外整理清掃費	│					
	その他　試験調査費等	｣					
	（　積上げ仮設分　）						
	交通誘導警備員B		10.0	人			
	仮囲い	H1800ガードフェンス程度　3カ月	48.0	m			
	小　　計						

工事設計書

	名　　称	規　　格	数　量	単位	単　価	金　　額	摘　　要
A	直接工事費						
	石板設置工事						
	基礎工事						
	土工事　根伐り		7.2	m3			
	床付け		4.8	㎡			
	埋戻し		4.8	m3			
	残土処理	場内敷き均し					
	砕石地業		0.3	m3			
	型枠工		7.4	㎡			
	型枠鉄筋工事						
	面木		15.0	m			
	鉄筋工	異形鉄筋　SD295　D10	28.30	kg			
	コンクリート工事						
	捨てコンクリート	Fc=18　S＝10	0.24	m3			
	躯体コンクリート	Fc=21+6　S＝18	2.24	m3			
	同打設手間捨てコン		0.5	人工			
	躯体コンクリートポンプ	半日	1.0	式			
	左官金ゴテ仕上げ		4.1	㎡			

工事設計書

	名　　称	規　　格	数　量	単位	単　価	金　　額	摘　　要
	石工事						
	碑名盤　本体	花崗岩本磨きH1500×W2250×D300	2.0	ヶ所			
	同上据付費		1.0	式			
	名盤	花崗岩本磨き t 15×H150×75	340	枚			
	金属工事		2.0	ヶ所			
	小　　計						

位置図

令和４年度（債務負担行為）穂高墓地公園　合葬式墳墓石板立て設置工事

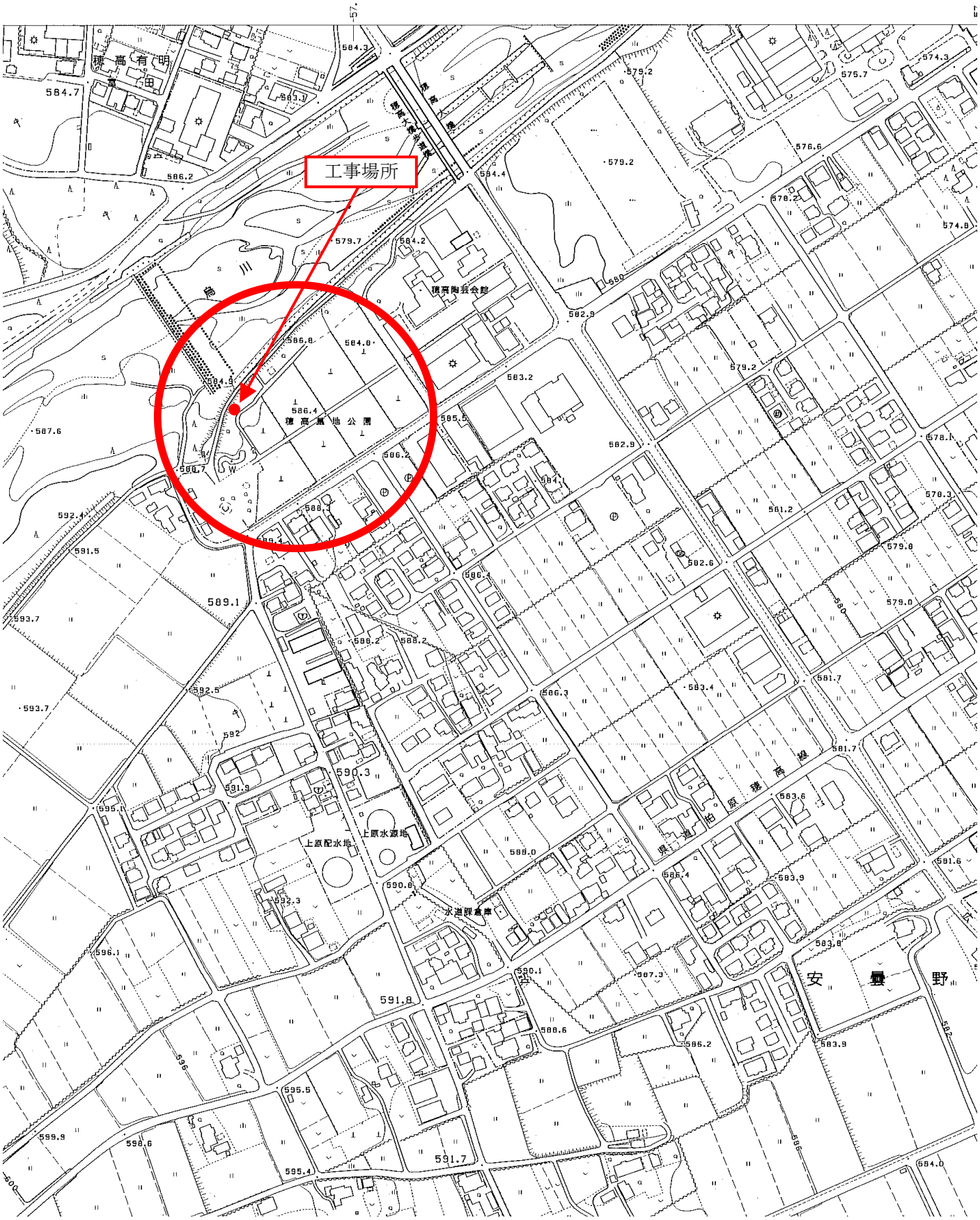

現　　場　　説　　明　　書

安曇野市 総務部 財産管理課 施設経営担当

1　工事名称　　令和４年度(債務負担行為) 穂高墓地公園　合葬式墳墓石板立て設置工事

2　工事場所　　安曇野市　穂高墓地公園

3　工事概要
　合葬墓の石板追加設置（２基追加）工事一式

4　工期等
　契約工期　　契約日　～　令和５年６月 22 日
　実工期　　令和５年３月３日　～　令和５年６月 22 日

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。
余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責任により行うものとする。

5　一般事項について
(1)　現場説明会
本件の内容は、現場、入札心得、入札公告、特記仕様書、設計図書、安曇野市建築工事の手引等関連する仕様書類、長野県建設工事標準請負契約約款に基づき市が定める契約書（案）及び現場説明書（以下「設計図書等」という。」）によるものとし、現場説明会は実施しない。

(2)　設計図書等に対する質問及び回答について
設計図書等に関する問い合わせは、「入札公告」記載のとおりとし、入札執行が完了するまでの間、本件に関しての面談又は電話（ただし、指定の問い合わせ先は除く。）等は一切認めない。

(3)　工事費内訳書の提出
入札時の工事費内訳書提出については「入札公告」による。

6　工事請負契約書（案）に関する事項について
(1)　第 39 条（債務負担行為に係る契約の特則）関係
各会計年度における請負代金の支払限度額の割合は、次のとおりとする。
　令和４年度　　40％
　令和５年度　　60％

7　本工事における特記事項

ア　夜間、早朝及び休日での施工を実施する場合は施設管理者と打合せを行い、監理者・監督員および施設管理者の承諾を得たのちに、必要な場合は近隣への事前通達のうえ施工すること。

イ　参拝者等の移動動線には十分注意すること。搬入路、等は事前に、監理者・監督員および施設管理者の承諾を得たのちに施工すること。

ウ　新型コロナウイルス感染症について、協議の上対策を十分講じること。

エ　工事用地等

本工事に必要な用地は、以下のとおり。

使用目的	使用場所･面積
資材置場	敷地内
駐車場	同上敷地
現場事務所	同上敷地

~~8　本工事に関連する別途発注工事の予定~~

発注機関	工事名	工期	工事内容	備考

~~・本工事に近接・競合する工事の予定~~

発注機関				

~~・改修工事における工事個所の順番は図のとおり。~~

~~・この工事は執務並行型の工事である。~~

9　安全対策関係

① 交通誘導警備員

受注者が交通誘導業務を他人に委託する場合は、受託者は警備業法第４条の規定により公安委員会から警備業の認定を受けた者であること。

② 安全施設

~~発注者が想定している仮設（ゲート、仮囲い等）については、仮設計画図に示したとおり~~。受注者は明示された条件に基づき、自主的に工法を選定し、構造設計等必要な検討を行い施工するものとする。（任意仮設）

なお、明示した条件と現場が一致しない場合や明示されていない条件について予期することができない特別な状態が生じた場合において、必要と認められるときは設計変更の対象とする。

10　工事用道路関係

現場への工事関係車両の入退場の路線は事前に監督員と協議をすること。

11　その他

ア　火災保険等への加入について

火災保険等加入期間については､請負契約後から契約工期末日後 14 日までとする。

イ　高度技術・創意工夫・社会性に関する実施状況の提出について

請負者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は、地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、施工に先立ち所定の様式により提出することができる。

高度技術・創意工夫・社会性等の具体的内容がある場合は、下記の「別添様式」及び、「説明資料」を提出すること。なお、用紙サイズはＡ４版とする。

特記仕様書（共通事項）

総務部 財産管理課

１．保険等

建物（施設）引渡しまで工事受注者は、現場説明書に定める保険に加入しなければならない。加入期間は原則として工事着手日とし、その終期は工事しゅん工後14日以降とする。

２．各種調査等に対する協力について

本工事について、発注者が自ら又は、発注者が指定する第三者が行う下記調査等に対して、協力しなければならない。

⑴公共事業労務費調査等

⑵資材調査、建設副産物実態調査等

３．工事検査

施工途中において総務部契約検査課職員または、発注機関の長の指定する職員による抜打ち検査を実施することがあるので、検査に協力すること。

４．被害届等

暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出すること。

５．工事実績情報サービス（CORINS）の登録について

⑴ 請負金額が500万円以上（税込）の工事については、工事実績情報サービス（CORINS）の登録をすること。

⑵ 登録する場合は、「登録のために確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受け、次に示す期間内に(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)に登録の手続きを行うこと。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、速やかに監督員に提示すること。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

① 工事受注時契約締結後10日以内

② 登録内容の変更時変更契約締結後10日以内

③ 工事完成時工事完成後10日以内

６．施工体制台帳に係る書類について

⑴ 工事受注者は、請負契約した全ての下請業者について、建設業法に定める「施工体制台帳」とそれに係る書類及び「施工体系図」を作成し、工事期間中工事現場に備え付けるとともに、その写しを監督員に提出すること。

⑵ 「施工体系図」は工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示を行うこと。

⑶ 次の業種についても請負契約に該当するため、⑴と同様とする。

・１日で完了する請負契約、少額な作業・雑工の請負契約

・クレーン作業、コンクリートポンプ打設等の日々の単価契約で行っている場合

・クレーン等の業種オペレーターを機械と一緒にリース会社から借上げる場合

７．主任技術者及び監理技術者の専任について

主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）が専任を求められる工事である場合、監理技術者等を専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、次の期間については、専任を要しない。なお、具体的な期間については、監督員との打合せにおいて定めることとする。

① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入、または仮設工事等が開始されるまでの期間）

② 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

③ エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

８．産業廃棄物等の取扱い

(1) 廃棄物の処理に当たっては、受注者が自ら処理（分別、保管、収集、運搬及び処分の一連の行為）するときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、適正に行うこと。

(2) 廃棄物の処理の全部又は一部を委託する場合は、廃棄物処理法に基づく処理を業として許可を取得している者に委託すること。また、施工前に産業廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物処理業の許可証の写し、許可運搬車両一覧並びに処分地の案内図等をまとめた「廃棄物処理計画書」を監督員に提出すること。

(3) しゅん工した時は、廃棄物ごとに処理数量を集計し、積込み状況の写真、処分状況の写真を添付した「廃棄物等処理報告書」を監督員に提出するとともに、ﾏﾆﾌｪｽﾄA票、B2票、D票並びにE票の原本（廃棄物の種類ごとに1セット）を提示すること。

９．再生資源利用促進計画書等

「資源の有効な利用の促進に関する法律」（ラージリサイクル法）に基づき、受注者は、工事の着手前に「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を作成すること。

また、しゅん工後に「再生資源利用促進実施書」及び「再生資源利用実施書」を作成し、監督員に提出すること。

対象工事：ラージリサイクル法に規定する一定規模以上の工事

作成方法：COBRIS（建設副産物情報交換システム※）を利用すること。

※（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）が提供する建設副産物の情報交換サービス

10．安全対策関係

(1) 工事現場においては、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。

(2) 安全教育、研修及び訓練については、工事期間中に月一回以上実施し、この結果は工事日誌へ記録するほか工事写真等も整理のうえ提出すること。なお、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。

(3) 足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て

等に関する基準」の２の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

11．環境対策関係

(1)現場で使用する機械は、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型建設機械とすること。

(2)夜間、早朝等の稼動を避けること。ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。なお、運搬ルートの選定に当たっては影響の少ないルートを選定すること。

(3)汚水、汚濁、土砂の流失防止に努めること。また、表土復元等環境の回復に努めること。

(4)熱帯材合板型枠は、極力使用しないこと。

12．過積載の禁止

(1)工事の施工計画にあたって、施工計画書に次の事項を具体的に記載するとともに、施工時においても遵守すること。

①積載重量制限を超過しての建設発生土の処理及び資機材（以下「資機材等」という。）の積載重量の厳重チェックを行うこと。

②過積載を行っている資材等納入業者からの資機材等購入は行わないこと。

③過積載を防止するため、資機材等の購入にあたっては、納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

④資機材等の運搬には、さし枠装着車、物品積載装置等の不正改造した車輌及び不表示車等を使用しないこと。また、同車輌からの資機材等の引き渡しを受けないこと。

⑤下請業者や資機材等納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けた者または車輌を使用した業務等において悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。

⑥飛散の恐れがあるものについては、飛散しないような処置を行い運搬すること。

⑦土砂等の運搬に関する事業者の選定に当っては、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条の規定に基づき届け出た団体構成員の雇用に努めること。

(2)以上の点について、下請業者についてもこれに準じ徹底すること。

~~13．セメント及びセメント系固化材を使用した改良土について~~

~~(1)セメント及びセメント系固化材を使用した地盤改良及び改良土を再利用する場合は、六価クロム溶出試験を行い、その結果について監督員に報告する。~~

~~(2)セメント及びセメント系固化材とは、セメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいい、これに添加物を加えたものを含める。~~

~~(3)六価クロム溶出試験は「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」（以下「実施要領（案）」という。）により実施し、土壌環境基準を超えないことを確認する。~~

~~14．アスベスト建材使用箇所等の事前調査~~

~~(1) 石綿等による健康障害を防止するため、とりこわし、改修工事の解体及び撤去等作業前、図面・施工範囲目視、その他適切な方法によるアスベスト含有材料の有無について調査を行い、報告書を監督員に提出する。アスベスト含有材料が無かった場合においても書面にて報~~

~~告を行う。工事発注前に市で実施したアスベスト調査資料については、受注者へ資料提供を行う。~~

~~報告書の記載内容~~

~~① アスベスト材料の種別~~

~~② アスベスト形状、飛散可能性の有無~~

~~③ 製造所・製品名称、製造所の公表するアスベスト含有率~~

~~なお、上記調査において、アスベスト分析調査が必要な場合は別途監督職員と協議を行う。~~

~~(2) 監督員の指示による「石綿（アスベスト）の事前調査結果」、「建築物等の解体・改修等作業に関するお知らせ」について、公衆の見やすい場所に掲示を行う。~~

15. 建設業退職金制度について

(1)工事受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。

(2)工事受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し現物により交付すること、または建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。

~~(3)請負代金の額が800万円以上の建設工事の請負契約を締結した時は、工事受注者は建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事締結後１ヶ月以内に発注者に提出すること。なお、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合又は、建退共対象労働者を使用しない場合においては、あらかじめその理由を書面により申し出ること。~~

16. 資材の市内産優先使用及び市内企業の優先採用

(1)工事受注者は、本工事に使用する材料については、規格・品質等の条件を満足するものについては、市内産資材を優先使用するよう努めること。

(2)工事受注者は、工事用資材の調達に当たっては、極力市内の取扱い業者から購入すること。

(3)下請契約を締結する際には、市内企業の採用に努めること。

17. 再資源化及び再生資源等使用状況

工事受注者は、しゅん工時にコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くずの再資源化の状況、再生資源（再生クラッシャーラン、再生アスファルト・コンクリート、再生土砂）及び信州リサイクル製品の使用状況について、監督員へ報告すること。

18. レディーミクストコンクリート製造工場の選定について

受注者は、Ｉ類コンクリートの製造工場を、JISマーク表示認証工場（改正工業標準化法（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場）で、かつ、コンクリート製造に係る指導及び品質管理を行う施工管理技術者（コンクリート主任技士等）が置かれ、良好な品質管理が行われている工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定する。

ただし、これにより難い場合は、監督員と協議する。

19. 工事進捗状況報告書

監督員の指示により、毎月の工事の進捗状況を報告書にまとめて提出する。

添付書類

・工事記録（工事の経過に伴う主な工事内容等の事項を記載した月報）

・工事打合わせ記録簿（当月分）

・工事写真(工事の進捗状況がわかるものを数枚)

20. 施工図等の取扱い

施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲する。

21. 設計図CADデータについて

本工事の設計図CADデータを貸与する。貸与したCADデータは、本工事の履行に必要な施工図の作成及び完成図の作成においてのみ使用することとし、それ以外の目的で使用してはならない。

22. 完成写真の著作権の権利等について

工事受注者は、完成写真の撮影者との契約にあたって、以下の事項を条件とすること。

① 完成写真は、市が行う事務並びに市及び市が認めた公的機関の広報に、無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

② 以下に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

イ. 完成写真を公表すること。

ロ. 完成写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

令和4年度（債務負担行為）穂高墓地公園合葬式墳墓　石板立て設置工事

A-00	図面リスト
A-01	特記仕様書　1
A-02	特記仕様書　2
A-03	特記仕様書　3
A-04	特記仕様書　4
A-05	案内図・配置図
A-06	外構配置図・名盤詳細図

令和4年度（債務負担行為）穂高墓地公園　合葬式墳墓石板立て設置工事

Ⅰ 工事概要

1．工事場所　　安曇野市穂高　8415

2．敷地面積（㎡）　　18604.6㎡

3．工事種目　　外構附帯工事

建　物　別	種　別	構　造	階　数	梁間(m)	桁行(m)	建築面積(㎡)	延面積(㎡)
合葬墓	新築	RC造	1階			30.48㎡	22.17㎡

Ⅱ 建築工事仕様

1．共通仕様
（1）図面及び特記仕様に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成25年版」（以下「標仕」という。）による。
（2）電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの標準仕様書を適用する。

2．特記仕様
（1）項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
（2）特記事項は、●印の付いたものを適用する。
　●印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
　●印と◎印の付いた場合は、共に適用する。
（3）特記事項に記載の（．．）内の表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（4）特記事項に記載の（別　．．）は（5.3.7）による別図「各部配筋」の当該項目を示す。
（5）製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。

章	項　目	特　記　事　項	
①一般共通事項	◎適用基準等	●建築工事標準詳細図	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（最新版）
		●敷地調査共通仕様書	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（最新版）
		●建築構造設計基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（最新版）
		●工事写真の撮り方（改訂第3版）建築編	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
		●安曇野市建築工事の手引	安曇野市企画財政部監修
		●公共建築改修工事標準仕様書	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（最新版）
		●公共建築木造工事標準仕様書	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（最新版）
		●建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）	建設省建設経済局建設業課・住宅局建築指導課監修
	2. 品質計画	建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による　（1.2.2） ※風速（Vo＝ 30　　） ※地表面粗度区分（　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ） ※積雪区分　建告示第1455号　別表（ 26 ）	
	3. 電気保安技術者	※適用する　　・適用しない　（1.3.3）	
	4. 施工条件明示項目	・　（1.3.5）	
	⑤発生材の処理等	※別紙解体工事仕様書による　・構外搬出適正処理　・現場説明書による　（1.3.8） また、収集・運搬・中間処理・最終処分等の処理について予め監督職員と協議すること。 ・引渡しを要するもの ・再生資源の利用を図るもの	
	6. 特別な材料の工法	標仕に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。	
	⑦技　能　士	※ 適用する（一級技能士を採用している現場である旨の表示をすること。）　（1.5.2） ・適用しない	

適用工事種別	技能検定作業
仮設工事	・とび
鉄筋工事	・鉄筋施工（鉄筋組立作業）
ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	・型枠施工　・ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送施工
鉄骨工事	・鉄工（構造物鉄工作業）　・とび
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ・ALCﾊﾟﾈﾙ・押出成形ｾﾒﾝﾄ板工事	・ﾌﾞﾛｯｸ建築 ・ｴｰｴﾙｼｰﾊﾟﾈﾙ施工
防水工事	・ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業　・ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業 ・ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業　・合成ｺﾞﾑ系ｼｰﾄ防水工事作業 ・塩化ﾋﾞﾆﾙ系ｼｰﾄ防水工事作業　・ｾﾒﾝﾄ系防水工事作業 ・ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業　・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄｰﾄ防水工事作業 ・FRP防水工事作業
石工事	●石材施工（石張り作業）
タイル工事	・ﾀｲﾙ張り
木工事	・建築大工
屋根及びとい工事	・建築板金（内外装板金作業）　・かわらぶき　・ｽﾚｰﾄ施工
金属工事	・内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）　・建築板金（内外装板金作業）
左官工事	・左官
建具工事	・建具製作　・ｻｯｼ施工　・ｶﾞﾗｽ施工　・自動ﾄﾞｱ施工
ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事	・ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ施工　・ｻｯｼ施工　・ｶﾞﾗｽ施工
塗装工事	・塗装（建築塗装作業）
内装工事	・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床仕上げ工事作業　・ｶｰﾍﾟｯﾄ系床仕上げ工事作業 ・ﾎﾞｰﾄﾞ仕上げ工事作業　・表装（壁装作業）
排水工事	・配管（建築配管作業）
植栽工事	●造園
その他の工事	・景製作　・家具製作　・樹脂接着剤注入施工　・自動ﾄﾞｱ施工

②仮設工事	8.設備工事との取合い	設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。	
	⑨設計GL	◎図示　・設計GL=現状GL　（監督員と協議の上決定する。）	
	10.化学物質の濃度測定	測定方法　※ﾊﾟｯｼﾌﾞ法（拡散法）　・ｱｸﾃｨﾌﾞ法（吸引法）　（1.5.9） 検査機関 ※環境計量証明事業の知事登録がある者で、監督員が承諾した者 測定物質 ※ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ　※ﾄﾙｴﾝ　※ｷｼﾚﾝ　※ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ　※ﾊﾟﾗｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ　※ｽﾁﾚﾝ 測定個所(室) 計　　個所	

※試料採取に当たっては、監督員又は監督員が指定する者が立ち会いの下に行う。

化学物質の室内汚染濃度指針値

ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	ﾄﾙｴﾝ	ｷｼﾚﾝ	ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ	ﾊﾟﾗｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ	ｽﾁﾚﾝ	備　考
0.08ppm	0.07ppm	0.20ppm	0.88ppm	0.04ppm	0.05ppm	

	⑪完成図等	※作成する　（1.7.1～1.7.3）(表1.7.1) ※完成図（※設計図書で示したもの全て　・標仕表1.7.2による　●監督員の指示による） 作成方法　※原図　用紙　（※ﾄﾚｰｼﾝｸﾞﾍﾟｰﾊﾟｰA1　・　　） ●作図方法（※CADで作成し出力　・　　） ・マイクロフィルム（ﾌﾞﾛｯﾌﾟｶｰﾄﾞ付） ※製本（原図の青焼き、見開きA1版（1部）　●ＣＡＤで作成し出力 見開きA2版（2部） ※CADデータ（※CD-R（2部）　・　　） ※保全に関する資料(2部)	
	⑫完成写真	下記のものを監督職員に提出する。原版は撮影業者の保管とする。	

分　類・規　格	撮　影　箇　所　数	部　数	写真のサイズ（mm）
◎カラー写真	外部（　１　）内部（　）	◎2　・	※ ｷｬﾋﾞﾈ版　・ｻｰﾋﾞｽ版
・パネル（木製枠）	外部（　）内部（　）		※ 半切　・全紙
・カラースライド	外部（　）内部（　）		24×36以上
※ 電子データ	外部（　）内部（　）		※428万画素以上 ※350dpi以上

電子データは、ﾌｨﾙﾑｽｷｬﾝのうえRGB各8ﾋﾞｯﾄ（ﾌﾙｶﾗｰ）、JPEG形式最高画質（100%画質）とし、CD-Rにて提出とする。
撮影業者　※ 建築完成写真撮影の実績のある業者で監督職員の承諾する撮影業者

	⑬建築材料等	本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び品質を有するものとし、JIS及びJASマークの表示のない材料及び製造者等は、次の(1)～(6)の事項を満たすものとする。 (1)品質及び性能に関する試験データが整備されていること (2)生産施設及び品質の管理が適切に行われていること (3)安定的な供給が可能であること (4)法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること (5)製造又は施工の実績があり、その信頼性があること (6)販売、保守等の営業体制が整えられていること これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。 なお、（社）公共建築協会で発行する「建築材料・設備材料等品質性能評価事業建築材料等評価名簿（最新版）」に指定された材料については上記(1)～(6)に該当するものとする また、備考欄に商品名が記載された材料については、当該商品同等の性能を有するものとし、監督職員の承諾を受けた材料とする。	
	14.化学物質を発散する建築材料等	本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1)合板、木質系ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ、構造用ﾊﾟﾈﾙ、集成材、単板積層材、MDF、ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ、その他の木質建材、ｺﾘｱ樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙はﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (2)保温材、緩衝材、断熱材はﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ及びｽﾁﾚﾝを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (3)接着剤はﾌｪﾉｰﾙ樹脂ﾌｪﾉｰﾙﾌﾟﾗｽﾁｯｸ及びﾌｪﾉｰﾙﾌﾟﾗｽﾁｯｸ2-ｴﾁﾙﾍｷｼﾙを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ、ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (4)塗料はﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ、ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (5)上記(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 なお、ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを放散させないものとは放散量が規制対象外のものを、ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用するものとするが、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。 規　制　対　象　外 ①JIS及びJASの F☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a．非ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系接着剤使用 b．接着剤等不使用 c．非ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系接着剤及びﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを放散させない材料使用 d．ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを放散させない塗料等使用 e．非ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系接着剤及びﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを放散させない塗料使用 f．非ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系接着剤及びﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを放散させない塗料等使用 第　三　種 ①JIS及びJASの F☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのEo規格品 ④旧JASのFco規格品	

③土工事	①監督員事務所	※設ける　●設けない　（2.3.1） 規模　※10㎡程度　・20㎡程度　・（　　）㎡程度	
	②工事用水	構内既存の施設　○利用できる（※有償　・無償）　※利用できない　（2.3.1）	
	③工事用電力	構内既存の施設　○利用できる（※有償　・無償）　※利用できない　（2.3.1）	
	①埋戻し及び盛土	種別　・A種　◎B種　・C種　・D種　（3.2.3）(表3.2.1)	
	②建設発生土の処理	※構外搬出適切処理　（3.2.5） ●構内の造成に利用　・構内の指定場所にたい積　・構内の指定範囲に敷きならし	

④地業工事	1.既製コンクリート杭地業	・杭工事に関しては構造特記仕様書に準ずるものとする。 種類　（4.3.1）(4.3.2) ※高強度プレストレストコンクリート杭（建築基準法に基づく指定又は認定を受けたもの） ・	

	杭径（mm）	杭長(m)及び種別	継手数	セット数	備　考
試験杭					
本　杭					

先端部の形状　※開放型　・閉そく平たん　（4.3.2）
杭の継手　建築基準法に基づく指定機関において性能評定を受けた継手をしようしてもよい。（4.3.6）
杭頭の処理　※ 切断しない　・　（4.3.7）
施 工 法　（4.3.3～4.3.5）
・特定埋込杭工法（建築基準法に基づく埋込杭工法とし、杭材料は指定又は認定条件に適合するもの）
・セメントミルク工法
・打込み工法

	2.場所打ちコンクリート杭地業	コンクリートの種別及び設計基準強度　（4.5.3）(表4.5.1) （・A種　・B種）かつFc＝（　　）N／mm㎡以上 鉄筋の種類　5章鉄筋工事の鉄筋の種類による　（4.5.3） セメントの種類　※高炉セメントB種　・　（4.5.3） 掘削工法　・アースドリル工法（・安定液使用　・無水掘削）　（4.5.4） ・リバース工法 ・オールケーシング工法（孔内の水張　・行う　・行わない） ・場所打ち鋼管コンクリート杭工法　（4.5.5） ・拡底杭工法（※安定液使用　・　　） 孔壁測定　・行う（　　）　・行わない　（4.5.4）	
	③砂利地業	◎再生クラッシャラン　・切込み砂利及び切込み砕石　（4.6.3）	
	4.床下防湿層	施工箇所　※建物内の土間スラブ及び土間コンクリート下（ピット下を除く）　（4.6.5）	
	5.地盤改良等	六価クロム溶出試験　※行う　・行わない	

⑤鉄筋工事	①鉄筋の種別	（5.2.1）(表5.2.1)	

種類の記号	呼び名（mm）
●SD295A	※D16以下　・
・SD345	※D19以上　・
・	

	②鉄筋の継手	呼び名19mm以上の柱、梁の主筋　※ガス圧接　●重ね継手　（5.3.4）	
	③鉄筋の最小かぶり厚さ	最小かぶり厚さは目地底から算定する。　（5.3.5） ・耐久上不利な箇所の鉄筋の最小かぶり厚さは下表による。	

施　工　箇　所	標仕表5.3.6の値に加える寸法（mm）
柱、梁、壁及び底などの外気に接する打放し面	※ 10　・

	4.既製ｺﾝｸﾘｰﾄ杭の杭頭補強	・A形　・B形　※図示　（別1.1）	
	5.最上階柱頭補強	※行う　・行わない　（別2.1）	
	6.帯筋	※H形（ロは除く）　・　（別2.2）	
	7.壁開口部の補強	一般壁　・A形　※B形　・図示　（別4.2）(別表4.3)(別表4.4) 耐震壁　※ 図示　・	
	8.梁貫通孔の補強形式	※H形　・MH形　・M形　（別7.1）(別表7.1～別表7.3）	
	9.機械吊上げ用フック	・A種　・B種　・C種　（　　ヶ所）　（別7.3）	
	10.圧接完了後の試験	※ 超音波探傷試験　・引張試験　（5.4.9）	

⑥コンクリート工事	①普通コンクリートの設計基準強度	（6.1.4）	

設計基準強度Fc（N/mm㎡）	施 工 箇 所
◎21	建物躯体（建物内土間コンクリート、ポーチ、犬走りを含む）
・18	上記以外

	②ﾚﾃﾞｨﾐｷｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄの種別	※ Ⅰ類　・Ⅱ類　（6.1.5）(6.4.1)(6.4.2)(表6.1.1)	
	③スランプ	工作物のスランプ値は15又は18cmとする	
	④セメントの種類	（6.3.2）(6.13.2)(6.16.2)(表6.3.1)	

セメントの種類	施 工 箇 所
◎普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種	下記以外の全て
・高炉セメントB種	※　場所打ちｺﾝｸﾘｰﾄ杭 ・

普通ポルトランドセメントの品質は、ＪＩＳ Ｒ５２１０に示された規定の他、次の規定に適合するものとする。ただし、無筋コンクリートに用いる場合を除く。

水和熱	7d	352J/g以下
	28d	402J/g以下

	⑤骨材の種類	アルカリシリカ反応による区分　（6.3.3）(6.5.4) ※A　・B（※コンクリート中のアルカリ総量 Rt＝3.0kg/m³以下）	
	6.混和材料	※混和剤　・混和材　（6.3.5）(6.4.8)	
	7.無筋コンクリート	設計基準強度　※ 18N/mm²　（6.14.3）	
	8.コンクリート躯体表面の処理	外装タイル後張り面の躯体表面の処理 MCR工法は、せき版面にMCR工法用気泡ｶﾞﾘｴﾗﾝｼｰﾄ張りとし、仕上がり面は凹凸状態とする。 高圧水洗工法の目荒しは、水圧50N／mm²以上かつ2.5分／㎡以上とし、施工計画書を監督職員に提出し承諾を受ける。また、目荒しの状態は、事前に監督職員に承諾を受ける。 コンクリートの増打ち厚さ　※ 20mm　・ ※施工範囲は図示による	
	⑨型枠の種別	塗装の有無　※無　・有　・オーバーレイ　（6.9.3） 材質　※複合合板　・針葉樹合板　・南洋材合板 厚さ　※12mm　・	

⑦鉄骨工事	10.断熱材兼用型枠	適用及び適用箇所について（特記仕様書 19.14による）	
	⑪生コンの品質管理	打ち込み量50m³以上となるｺﾝｸﾘｰﾄ工事においては担当技術者を配置し、監督職員に報告すること。 供試体には、請負者がサインしたＱＣ版（供試体型枠側面に張り付ける確認版）を入れる。	

鉄骨工事に関しては構造特記仕様書に準ずるものとする。

	1.鉄骨の製作工場	製作工場の加工能力 ・監督職員の承諾する製作業者　（7.1.3） ※建築基準法第７７条の４５第１項に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた（株）日本鉄骨評価センター又は（社）全国鐵構工業協会の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める「（　　）グレード」として国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場。	
	2.入熱、パス間温度の溶接条件	適用箇所　※柱、梁、ブレースのフランジ端部の完全溶け込み溶接部 ・図示 鋼材と溶接材料の組み合わせと溶接条件 ※図示	
	3.施工管理技術者	※適用する　・適用しない　（7.1.3）(7.1.4）	
	4.鋼材	鋼材の材質　（7.2.1）(7.2.4)(表7.2.1)	

種 類 の 記 号	使　用　箇　所	規　格　等
		※ JIS規格品
		※ JIS規格品
		※ JIS規格品
		※ JIS規格品

	5.高力ボルト	※トルシア形高力ボルト　・ＪＩＳ形高力ボルト　・溶融亜鉛めっき高力ボルト　（7.2.2)(7.12.4）	
	6.溶接部の試験	ＡＯＱＬ　※4.0％　・2.5％　（7.6.11） 検査水準　※第6水準　・図示　（7.6.1)(表7.6.2)	

試験の種別		試 験 方 法
※超音波探傷試験	完全溶込み溶接部	※標仕7.6.11(b)による ・図示
・放射線試験		
・マクロ試験		

	7.耐火被覆	（7.9.2～7.9.7）	

種　別		所要性能及び適用構造区分
・ラス張りモルタル塗り		
・耐火材吹付け	・乾式吹付けロックウール	
	・半乾式吹付けロックウール	
	・湿式ロックウール	
	・	
・耐火板張り		
・耐火材巻付け		

	8.アンカーボルトの保持及び埋込み方法	・構造用アンカーボルト（※図示　・　　）　（7.10.3）(表7.10.1) ・建方用アンカーボルト（・A種　※B種　・C種）	
	9.柱底均しモルタル工法	※A種　・B種　（7.2.9)(7.10.3)(表7.10.2)	

無収縮モルタル

混和材	セメント系（酸化カルシウム及びカルシウムサルファルミネート等によって膨張する性質を利用するもの）とする。
セメント	JIS R 5210（ポルトランドセメント）による普通又は早強ポルトランドセメントとする。
砂	土木学会コンクリート標準示書に定められた品質を有するもので、特に精選されたものを絶対乾燥状態で使用する。
配合比	（各重量比） （セメント＋混和材）：砂＝1：1

無収縮モルタルの品質及び試験方法

コンシステンシー	Ｊロートによる流下時間 練混ぜ完了から3分以内の値は　8±2秒
ブリージング	練混ぜ2時間後のブリージング率：2．0％以下
凝結時間	凝結開始時間　1時間以上 終結時間　10時間以内
無収縮性	材齢7日　収縮しないこと
圧縮強度	材齢3日　25.0 N／mm㎡以上 材齢28日　45.0 N／mm㎡以上
付着強度	材齢28日　3.0 N／mm㎡以上
塩化物量	0．3 0kg／m3以下
試験方法	(1)日本道路公団規格（JHS）「無収縮ﾓﾙﾀﾙ品質管理試験方法」312-1999による。 (2)塩化物量は、JIS A 5308「ﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ」付属書5(規定)「ﾌﾚｯｼｭｺﾝｸﾘｰﾄ中の塩化物ｲｵﾝ濃度試験方法」による。

	10.溶融亜鉛めっき工法	（7.12.3）(表14.2.2)	

亜鉛めっき種別	材　　料	適用部位
Ａ種	最低板厚4.5mm以上の形鋼、鋼板	
Ｂ種	最低板厚3.2mm以上、4.5mm未満の形鋼、鋼板	
Ｃ種	普通ボルト、アンカーボルト 最低板厚2.3mm以上、3.2mm未満の形鋼、鋼板	

素地ごしらえは、JIS H9124溶融亜鉛めっき作業指針による。

安曇野市

図面名称　特記仕様書（１）

令和4年度（債務負担行為）穂高墓地公園　合葬式墳墓石板立て設置工事	年月日	図面総枚数	図面番号
	．　．		

8 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事

1. 建築用コンクリートブロック

補強コンクリートブロック造 (8.2.2)
※空洞ブロック16　・空洞ブロック16-W

帳壁及び塀　※標仕表8.3.1及び下表による　・ (8.3.2)

適用箇所		厚さ(mm)
・間仕切壁	・地下二重壁　・外壁	・
・塀	高さ 2m以下	・120
	高さ 2mを越える	・150
・衛生配管用裏積みブロック		・100
		・

2. ALCパネル (8.4.2～8.4.6) (表8.4.2) (表8.4.3)

種　類	単位荷重（N/㎡）	厚さ（mm）	取付け工法（種別）
・外壁パネル	・1180　・1960	※100　・	・A　・B　・C
・間仕切パネル		※100　・	・B　・C　・D　・E
・屋根パネル	・980	※100　・	※F種(標仕8.4.5による)
・床パネル	・2350　・3530	※100　・150	

・床パネルの耐火性能　・1時間　・2時間　）
外壁パネルの出隅及び入隅のパネル接合ならびにパネルと他部材との取り合い部の目地幅(mm)
※20 (8.4.3)
伸縮目地への耐火目地材の充てん　・適用する (8.4.4)

3. 押出成形セメント板（ECP） (8.5.2～8.5.5) (表8.5.1) (表8.5.2)

施工箇所	表面形状	厚さ(mm)	幅(mm)	工法種別
・外壁パネル	※F　・F－R			・A種
	・D　・D－R			・B種
	・T　・T－R			
・間仕切パネル	※F　・F－R			・B種
	・D　・D－R			・C種
	・T　・T－R			

耐火性能　・有り（　　）　・無し

9 防水工事

1. アスファルト防水 (9.2.2) (9.2.3) (表9.2.3～表9.2.8)

種　別	施工箇所
※AI－2	
・A－2	
・D－2	
・BI－2	床型枠用鋼製デッキプレートを使用したコンクリートスラブ
・	

アスファルト　※3種　・4種 (9.2.2)
断熱工法の断熱材　厚さ（mm）　※25　・ (9.2.2)
ただし、ノンフロンのものとする。
立上り部の保護
・れんがの種類　※見え隠れ部分は市販品のれんが又は、市販品のれんが形コンクリートブロックとする。
・乾式保護材の材料　※押出成形セメント板（厚さ　15mm） (9.2.5)
製造所　評価名簿による

2. 改質アスファルトシート防水

種別　・AS－1　・AS－2　厚さ（　　） (9.3.2～9.3.4) (表9.3.1)
施工箇所　・

3. 合成高分子系ルーフィングシート防水 (9.4.2) (9.4.3) (表9.4.1)

種　別	厚さ（mm）	施工箇所	仕上げ塗料塗り	使用分類
・S－F1	※1.2　・		・シルバー	※非歩行
・S－F2	※2.0　・		・カラー	・軽歩行
・S－M1	※1.5　・			
・S－M2	※1.5　・			
・S－M3	※1.2　・			

4. 塗膜防水 (9.5.2) (9.5.3) (表9.5.1) (表9.5.2)

種　別	施工箇所	備　考
・X－1		仕上げ塗料塗り
・X－2		・シルバー
		・カラー
・Y－1	地下外壁防水	Y－2工法の保護シート
・Y－2		※適用する　・適用しない

X－1の脱気装置
・設ける　材質（　　）　設置数量（　　㎡当たり1箇所）

(1～4についての保証)　防水工事施工者及び請負者連名の保証書（10年）を提出すること。

⑤シーリング　下表以外は、標仕表9.6.1による。 (9.6.2) (表9.6.1)

施工箇所	シーリング材の種類（記号）
石の目地は全てコーキング	シリコン

10 石工事

①天然石張り

石の品質 (10.2.1)
床用石材　※2等品　・1等品（施工箇所　　）
②壁及びその他の石材　※1等品　・2等品（施工箇所　　）
石の種類・表面仕上げ (10.2.1) (表10.2.1) (表10.2.2)

施工箇所	種　類	産地・名称	厚さ(mm)	仕上げの種類

2. テラゾ張り

種石の種類　※大理石　・ (10.2.1)
表面仕上げ　※本磨き　・ (表10.2.2)

③壁の石張り工法

外壁石張り (10.3.2) (10.3.3) (10.5.2) (10.5.3)
工法
・外壁湿式工法（※流し筋工法　・　　）
乾式工法
石裏面処理　※行わない　・行う（・小口共）
裏打ち処理　※行わない　・行う
ドレインパイプ　※ステンレスSUS304　・

内壁石張り (10.4.2) (10.4.3) (10.5.2) (10.5.3)
工法
・内壁空積工法（※あと施工アンカー横筋流し工法　・あと施工アンカー工法）
・乾式工法
石裏面処理　※行わない　・行う（・小口共）
裏打ち処理　※行わない　・行う

4. 床及び階段の石張り

床石張りの裏面処理　※行わない　・行う (10.6.2)
階段石張りの裏面処理　※行わない　・行う (10.1.5)
屋内のワックス掛け　※行う　・行わない (10.1.5)

11 タイル工事

1. 陶磁器質タイル

タイルの種類　三穴煉瓦耐震積工法 (11.2.1)

施工箇所	形状寸法(mm)	きじ 磁器	きじ せっ器	きじ 陶器	釉薬 無釉	釉薬 施釉	役物 有	役物 無	色 標準	色 特注	備考
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	

役物：標準的な曲がり（小口、標準、二丁、屏風）の役物は一体成形とする
タイルの見本焼き　※行わない　・行う（※ 外壁タイル　・　　）

2. 張り付け用材料

既製調合モルタル (11.2.3)

保水率(%)	単位容積質量(kg/l)	接着強さ(N/mm²) 標準時	接着強さ(N/mm²) 温冷繰返し後	長さ変化率(%)	曲げ強さ(N/mm)2
70.0以上	1.00程度	0.60以上	0.40以上	0.20以下	4.0以上

接着剤のホルムアルデヒド放散量の等級　※規制対象外　・F☆☆☆ (11.2.3)

3. 壁タイル張りの工法

内装タイル　※ 壁タイル接着剤張り　・ 改良積上げ張り (11.3.3) (表11.3.2)
外装タイル　・ 密着張り　・ マスク張り
躯体表面の処理　・行わない　※ 行う
※ MCR工法（6章コンクリート工事による）又は高圧水洗（ポリマーセメントモルタル下地）工法
施工範囲　※図示　・三穴煉瓦耐震積工法
下地モルタル塗り　※標仕15.2.2～15.2.5による
タイルの試験張り　※行わない　・行う（※外壁タイル　・　　） (11.2.1)

4. 陶磁器質タイル型枠先付け工法 (11.2.2) (11.4.2) (表11.4.1)

種　別	適用タイル	タイル型枠先付け面のせき板
※タイルシート法	・小口タイル	※標仕6.9.3[材料] (b) (2) または金属製タイル先付け用パネル
・目地桝工法	・二丁掛タイル	
・桟木法	大型タイル	・

12 木工事

1. 木材の品質

※標仕12.2.1による　・信州木材認証製品又は同等品　・市販品　・市支給品 (12.2.1)
・保存処理木材を適用する箇所（　　）

2. 樹　種

※標仕表12.2.3による (12.2.1) (表12.2.3)
・代用樹種を適用しない箇所（　　）

3. 集成材等 (12.2.2)

品　名	規格・品質	芯材の種類	化粧単板の樹種
※集成材	※2種	※たも・なら・しおじ	
・構造用集成材	※1等　・2等	・	
・造作用集成材	※1等　・2等	・	
・化粧ばり造作用集成材	※1等　・2等	・	・

ホルムアルデヒド放散量の等級　※規制対象外　・第三種

4. 接着剤

接着剤に含まれる可塑剤は、揮発性とする。 (12.2.6)
ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤を用いた接着剤のホルムアルデヒド放散量の等級　※規制対象外　・第三種

5. 防腐・防蟻処理

行う箇所（　　） (12.2.8) (12.2.9)
防腐処理　※行う（※標仕12.2.8(b)による　・図示　）　・行わない
防蟻処理　・行う（※図示　・　　）　・行わない
防腐、防蟻処理の種類・品質
表面処理用木材保存剤(防腐・防蟻剤)は監督職員の承諾するものとする。
（クロルピリホスを含むものを添加しないこと）

6. 防虫処理

行う箇所（　　） (12.2.10)

7. 床板張り

フローリング及び縁甲板張り床 (12.2.3) (12.7.1) (表12.7.1)

下張り用床板	※無し		
	・有り	※合板張り	ホルムアルデヒド放散量の等級 ※規制対象外　・第三種
		・板張り	
床板	※単層フローリング（標仕19.5.2による）		ホルムアルデヒド放散量の等級 ※規制対象外　・第三種
	・縁甲板		※ひのき　・

8. 建築材料

クロルピリホスをあらかじめ添加したものを使用しないこと。ただし、発散するおそれがないものとして、国土交通大臣が認める材料についてはこの限りでない。

13 屋根及びとい工事

1. 長尺金属板葺き (13.2.2) (13.2.3) (表13.2.1)

屋根葺形式	材　種	塗装種別	板厚(mm)
・瓦棒葺（心木なし） ・立はぜ葺（・立平　・あり掛） ・横葺（・定尺　・長尺） ・厚さ0.7mmのステンレス鋼板葺き	※塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯（CGLCCR-20-AZ150） ・	①フッ素	②0.4 ・0.5

下葺材料　※アスファルトルーフィング940　・

2. 折板葺 (13.3.2) (13.3.3) (表13.2.1)

形　式	※重ね形　・はぜ締め形　・かん合形		
形状(mm)	山高（　　）　山ピッチ（　　）	板　厚	※0.6　・0.8　・
材　料（規格等）	※塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯(CGLCCR-20-AZ150) ・		
軒先面戸板	※有り　・無し		
断熱材	※有り（種別：　　厚さ：　mm）　・無し		
耐火性能	※30分耐火　・無し		

(1及び2についての保証)
・長野県板金工業組合認定の施工図により施工したものは同組合及び請負者連名の保証書（10年）を提出すること。
・上記組合認定以外の施工図により施工したものはメーカー、屋根施工業者及び請負者連名の保証書（10年）を提出すること。

3. と　い

材　種　※配管用鋼管　・硬質塩化ビニル管 (13.5.2) (表13.5.1)
・ステンレス鋼板　・表面処理鋼板　・アルミ製
鋼管製といの防露　※標仕表13.5.5による (13.5.3) (表13.5.5)
防露材のホルムアルデヒド放散量の等級　※規制対象外　・第三種
掃除口　※有り（図示）　・無し

⑥ 金属工事

①ステンレスの表面仕上げ (14.2.1)

種　類	施工箇所
②HL程度	下記以外の見え掛かり全て（ステンレスタラップは除く）
・No.2B程度	
・鏡面仕上げ	
・波板加工	外壁　厚さ0.5mmのステンレス鋼板

②アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理 (14.2.2) (表14.2.1)

種　別	施工箇所
・B－1種（無着色）	
・B－2種（・ブラウン系・ブラック・ステンカラー）	
・	

3. 鉄の亜鉛めっき (14.2.3) (表14.2.2)

表面処理方法	種別	施工箇所
溶融亜鉛めっき	・A種	
	・B種	
	・C種	
電気亜鉛めっき	・D種	
	・E種	
	・F種	

4. 軽量鉄骨天井下地

天井のふところが屋内1.5m以上、屋外が 1.0 m以上の場合の補強 (14.4.4)
※標仕14.4.4(h)による補強　・図示
耐震性を考慮した補強　・図示
屋外の軒天井及びピロティ天井等における耐風圧性を考慮した補強　・図示

5. 金属成形板張り (14.6.2) (表14.2.1)

形　状	製　法	材　種	寸法(mm)	厚(mm)	表面処理
・スパンドレル形	・押出し ・ロール	※アルミニウム製 ・			・B－1種 ・B－2種（　　） ・
・パネル形	※プレス ・	・			

伸縮調整継手　※設けない　・設ける（施工箇所は図示） (14.6.3)

6. アルミニウム製笠木 (14.7.2) (表14.2.1) (表14.7.1)

種　類	呼称肉厚(mm)	表面処理	固定間隔	備　考
・250形	1．6以上	※A－1又は B－1種 ・B－2種 （　　）	固定方法及び間隔は品質計画で定めたもの	隅角部及び突当たり部等の役物は本体製造所の仕様による。
・300形	1．8以上			
・350形	2．0以上			
・100形				
・				

7. 手すり及びタラップ (14.2.1) (14.8.2) (14.8.3) (表14.2.2)

種　類	材料の種別	表面処理
・手すり	※ステンレスSUS304	②HL程度　・鏡面程度　・
	・鉄	亜鉛めっき　外部　※C種 内部　※E種
・タラップ	※ステンレスSUS304	※研磨無し　・
	・鉄	亜鉛めっき　内外部　※C種 ・

⑦ 左官工事

1. モルタル塗り材料

吸水調整材 (15.2.2)

全固形分（%）	吸水量（g）	接着強度（N/mm2）	界面破断率（%）
表示値　±1.0	30分で1g以下	0.98以上	50以下

均質で有害と認められる異物の混入がないこと。

防水剤（防水モルタル塗りの混入剤）
防水剤の種類　建築用のモルタルに用いるセメント防水剤　（JIS A 1404による試験）

混合割合	凝結時間	曲げ及び圧縮強度比	吸水比	透水比
セメント重量の5%以下	JIS R5201の試験　8において始発　1時間以上終結　10時間以内	70%以下	95%以下	80%以下 294.0KPa/h

安全性 膨張性のひび割れおよびそりがないこと。JIS R5201の試験9

②床コンクリートの直均し仕上げ

下表以外は、標仕表6.2.4及び標仕15.3.2による (表6.2.4) (15.3.1) (15.3.2)

施工箇所	平たん差(mm)	備　考
フリーアクセスフロア（パネル構法）範囲	1mにつき10以下	塗料塗りの場合も含む
フリーアクセスフロア（溝構法）範囲	3mにつき7以下	

3. 仕上塗材仕上げ (15.5.2) (表15.5.1)

種　類	呼び名	仕上げの形状等
・薄付け仕上塗材	・外装薄塗材Si	・
	・可とう形外装薄塗材Si	・
	・外装薄塗材E	・砂壁状　・着色骨材砂壁状
	・内装薄塗材E	砂壁状じゅらく
	・可とう形外装薄塗材E	・砂壁状　・ゆず肌状　・さざ波状
	・防水形外装薄塗材E	・ゆず肌状　・さざ波状　・凹凸状
	・外装薄塗材S	砂壁状
	・内装薄塗材C	・
	・内装薄塗材L	・
	・内装薄塗材Si	・
	・内装薄塗材W	京壁状じゅらく
・複層仕上塗材	・複層塗材CE	
	・可とう形複層塗材CE	・ゆず肌状　・凸部処理　※凹凸模様
	・複層塗材Si	耐候性　※3種　・
	・複層塗材E	上塗材　溶媒　※水系　・溶剤系
	※複層塗材RE	樹脂　※アクリル系　・
	・複層塗材RS	外観　※つやあり　・つやなし
	・防水形複層塗材CE	・メタリック
	・防水形複層塗材E	防水形の増塗材　※行う
	・防水形複層塗材RE	
	・防水形複層塗材RS	
・軽量骨材仕上塗材	・吹付用軽量塗材	砂壁状
	・こて塗用軽量塗材	平たん状

建築内部に使用するユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒド放散量の等級
※規制対象外　・第三種

防火材料の指定
※屋内の壁、天井の仕上げ材は防火材料とする。

4. 珪藻土

JIS A 6909（建築用仕上塗材）により、製造所において指定された色及びつや等に調合し、有効期間を経過したものは使用しない。

16 建具工事

1. 見本の製作等

・特殊な建具の仮組（建具番号：　　） (16.1.4)

2. 防犯建物部品

・適用あり (16.1.6)

3. アルミニウム製建具

外部に面する建具 (16.2.2) (16.2.4) (表16.2.1)

種　別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(mm)	施工箇所
・A種	S－4	※A－3	※W－4	※70	※図示
・B種	~~S－3~~ S－3	・A－4	・W－5	・150	
・C種	S－6	A－4	W－5	100	

表面処理　※B－1種　・B－2種（※ブラウン系　・ブラック　・ステンカラー） (表14.2.1)
防音ドアセット　・防音サッシ　・適用する　遮音性の等級（　）
断熱ドアセット　・断熱サッシ　・適用する　断熱性の等級（　）
耐震ドアセット　・適用する　面内変形追随性の等級（　）
屋内建具
表面処理　※C－1種又はB－1種 (表14.2.1)
・C－2種又はB－2種（・ブラウン系　・ブラック　・ステンカラー）

4. 網　戸

防虫網
網の種別　※ガラス繊維入り合成樹脂製　・ステンレス製(SUS316)　・合成樹脂製 (16.2.3)
形　式　※外部可動式　・固定式

5. 鋼製建具

簡易気密扉の簡易気密型ドアセット性能値 (16.3.2) (表16.3.1)
※適用する（適用箇所は建具表による）　・適用しない
耐風圧性 (16.3.2) (表16.2.1)
※適用する（適用箇所は建具表による）　・適用しない
特定防火設備の戸　・適用する
標準型鋼製建具　・適用する (16.3.6)

6. 鋼製軽量建具

簡易気密扉の簡易気密型ドアセット性能値 (16.4.2)
※適用する（適用箇所は建具表による）　・適用しない
標準型鋼製軽量建具　・適用する (16.4.5)

7. ステンレス製建具

簡易気密扉の簡易気密型ドアセット性能値 (16.5.2)
※適用する（適用箇所は建具表による）　・適用しない
耐風圧性 (16.5.2)
※適用する（適用箇所は建具表による）　・適用しない
表面仕上げ　※HL仕上げ　・鏡面仕上げ (16.5.4)
曲げ加工　※普通曲げ　・角出し曲げ（補強あり） (16.5.5)
特定防火設備の戸　・適用する (表16.5.1)

8. 木製建具

かまち戸の樹種　かまち（　　）　鏡板（　　） (16.6.2)
ふすまの上張り　※新鳥の子又はビニル紙程度（押入等の表面は除く）　・鳥の子 (表16.6.3)
建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒドの放散量の等級 (16.6.2)
※規制対象外　・第三種

9. 建具用金物

マスターキー　※製作する　・製作しない (16.7.4)
建築用金物 **(16.3.6) (16.4.6)**
錠前類は、シリンダー箱錠（レバーハンドル）とする
なお、錠前類は建具製作所の指定するものとし、監督職員の承諾を受ける (16.7.2)
吊り金物
・丁番（内部建具については、軸を無芯としてもよい）　・ピボットヒンジ

10. 自動ドア開閉装置 (16.8.2) (16.8.3) (表16.8.1～3)

開閉方法	センサの種類
※スライディングドア	※熱線スイッチ　・マットスイッチ　・電子マットスイッチ
種類　・SSLD-1　・SSLD-2	・光電スイッチ　・タッチスイッチ　・音波スイッチ
・DSLD-1　・DSLD-2	・光線反射スイッチ　・電波スイッチ　・押ボタンスイッチ
・スイングドア	・ペダルスイッチ　・多機能使所スイッチ
・SWD-1　・SWD-2	

※凍結防止措置（適用箇所は建具表による）

11. 自閉式上吊り引戸装置

材料　※SUS304アルミニウム製等防錆性能を有するもの
・製造所標準仕様による (16.9.2) (16.9.3)
性能等　※標仕16.9.1による
・製造所標準仕様による

12. 重量シャッター (16.10.2)

シャッターの種類	
・一般重量シャッター	耐風圧性能（　　）N/㎡
・外壁用防火シャッター	耐風圧性能（　　）N/㎡
・屋内用防火シャッター	
・屋内用防煙シャッター	

開閉機能　※上部電動式（手動併用）　・上部手動式 (16.10.2) (表16.10.1)
危害防止機構
※障害物感知装置（自動閉鎖型）　・シャッターの二段降下方式
一般重量シャッターのシャッターケース　※設ける　・設けない (16.10.2)

13. 軽量シャッター

開閉形式　※手動式　・上部電動式（手動併用） (16.11.2) (表16.11.1)
スラット　材質　※JIS G3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)又はJIS G3318
（塗装溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板及び鋼帯） (16.11.3)
形状　※インターロッキング形　・オーバーラッピング形 (16.11.4)
ガイドレール等　※鋼板製　・ステンレス製SUS304（厚さ1.0mm） (表16.11.2)
耐風圧性能　（　　）N/㎡

14. オーバーヘッドドア (16.12.2) (16.2.3)

セクション材料	開閉方式	収納形式	ガイドレール
※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	※バランス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード型 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・バーチカル形	・溶融亜鉛めっき鋼板 ※ステンレス鋼板（SUS304）

耐風圧性能　（　　）N/㎡

安曇野市

検印欄

工事名　令和4年度（債務負担行為）穂高墓地公園　合葬式墳墓石板立て設置工事

年月日　・　・

図面名称　特記仕様書（2）

図面番号

16 建具工事

16.ｶﾞﾗｽ

※建具表による (16.13.2)(16.13.5)

・ガラスブロック

表面形状	呼び寸法(mm)	色　調	防火性能
・正方形	・	※クリア　・熱線反射	※無し
・長方形		・乳白　・カラー（　　）	・有り

16.ｶﾞﾗｽ留め材及び溝 (16.13.2)(表9.6.1)

建具の種類	材　種
アルミニウム製	※シーリング材　・ガスケット（ＦＩＸ部はシーリング材）
鋼製及び軽量鋼製	※シーリング材
ステンレス製	※シーリング材

ただし、防火戸のガラス留め材は建築基準法に基づく防火性能を有するものとする。

板ガラスをはめ込む溝の大きさ (16.13.3)

標仕16.13.3および｢ｱﾙﾐﾆｳﾑ製建具及び板ｶﾞﾗｽの溝寸法｣（社）日本建築学会JASS17ｶﾞﾗｽ工事『3.1納まり寸法標準』によるほか、性能値が確認できる資料を監督職員に提出し、承諾を受ける

17.ｶﾞﾗｽ用ﾌｨﾙﾑ

名　称	種　類	張り面	性　能　等
※ガラス飛散防止フィルム	第２種	※内張り　・外張り	飛散防止率　　Ｄ１
○			

品質　JIS　A5759による

17 カーテンウォール工事

1.ﾒﾀﾙｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ

設計図書による規定の他、特記無き事項は（社）日本建築学会JASS14による。

ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ材料の種類 (17.2.2)

種　類	規　格　等
※ｱﾙﾐﾆｳﾑ製	※標仕16.2.3のｱﾙﾐﾆｳﾑ製建具の材料による
・	・

ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ材料の方式

・方立方式

・ﾊﾟｯﾌｧｽﾅｰ方式（・単純２辺支持構法　・ＳＳＧ構法）

・ﾊﾟﾈﾙ方式

・ｽﾊﾟﾝﾄﾞﾚﾙ方式

・小型ﾊﾟﾈﾙ組み合わせ方式（・ﾉｯｸﾀﾞｳﾝ方式　・ﾕﾆｯﾄ方式）

ｼｰﾘﾝｸﾞ材及びｶﾞﾗｽ取付材料 (9.6.2)(17.2.2)(表9.6.1)

下記以外は標仕書9.6.1による

被着体の組合せ		シーリング材の種別		
		記　号	主成分による区別	耐久性による区別
金　属	ガラス			
	石、タイル			
ガラス	ガラス			

構造用ガスケット　※適用しない (17.2.2)

・適用する　（施工箇所：　　）

断 熱 材　※適用しない (17.2.2)

・適用する　（種類：　　厚さ(mm)：　　施工箇所　※図示）

製品の寸法許容差　※標仕書17.2.1による (17.2.3)(表17.2.1)

・製造所標準製作規定寸法許容差による

ｱﾙﾐﾆｳﾑの表面処理 (17.2.3)(表14.2.1)

壁　別		色　彩　等
・Ａ－１種	・Ｂ－１種	無着色
・Ａ－２種	・Ｂ－２種	※ﾌﾟﾗﾁﾝ系　・ﾌﾗｯｸ系　・ｽﾃﾝｶﾗｰ　・
・着色塗膜	塗装材料（　　）焼付け方法（　　）ｺｰﾄ（　　）ﾊﾟｰｸ	

耐風圧性能 (17.1.3)

性能値　※建築基準法施行令第87条及び建設省告示第1454号に定められた風圧力に対し安全であること

・正圧（　　）N/㎡以上及び負圧（　　）N/㎡以上に対して安全であること

主要部材のたわみ

支点間距離（ｈ）	たわみ量	状　態
※４ｍ以下	※ ± （１／１５０）×ｈ かつ絶対量２０㎜以下	※各部の破損、残留変形、有害な変形が起こらないこと
・４ｍを超える	・	

耐震性能 (17.1.3)

設計用震度　水平方向（KH）　※1.0　・

垂直方向（KV）　※0.5　・

構 造 種 別	層間変位量（ｈ＝支点間距離）	状　態
鉄骨造	※± （１／１００）×ｈ以上 ・	※部材の脱落、ｶﾞﾗｽの破損及び主要部材に有害な歪が起こらない。
鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造	※± （１／２００）×ｈ以上 ・	ｼｰﾘﾝｸﾞは補修程度。

水 密 性　・Ｗ－４　・Ｗ－５　・ (17.1.3)

気 密 性　・Ａ－３　・Ａ－４　・ (17.1.3)

耐火性能　※適用しない　・適用する（　　時間、施工箇所：図示）

映像調整　※行わない　・行う（建具表による）

製造所　性能等の確認できる資料を提出し監督職員の承諾を受ける

2.ＰＣカーテンウォール

設計図書による規定の他、特記無き事項は(社)日本建築学会JASS14による。

コンクリートの種類及び品質 (17.3.2)

※標仕17.3.2による。

・下表による。ただし、下表以外は標仕17.3.2による。

コンクリートの種類	設計基準強度（F_m）	所用スランプ（cm）

鉄筋　※SD295A　・

取付け用金物の表面処理（鉄の亜鉛めっき）及び材質 (14.2.3)(表14.2.2)

下記以外はカーテンウォール製作所の仕様による

金物種別及び部位	内　部	外　部
ＰＣ版打込み金物	※ＥＴ種　・	※Ａ種　・
ＰＣ版打込み取付ボルト	※ＥＴ種　・	※ステンレスボルト
２次ファスナー	※ＥＴ種　・	※Ａ種　・
取付けボルト	※ＥＴ種　・	※Ａ種　・
レベル調整ボルト	※ＥＴ種　・	※Ａ種　・

シーリング材料 (9.6.2)(17.3.2)(表9.6.1)

下記以外は標仕書9.6.1による

施　工　箇　所	シーリング材の種別		
	記　号	主成分による区分	耐久性による区分
カーテンウォール板間目地			

耐火目地材　・適用する　※図示

断 熱 材　※適用しない

・適用する　（種類：　　厚さ(mm)：　　施工箇所：※図示）

製品の寸法許容差　※標仕書17.3.1による (17.3.3)(表17.3.1)

・製造所標準製作規定寸法許容差による

表面仕上げ　・　）

耐火材料

施　工　箇　所	種　別	規格等
・ファスナー部		
・取付ブラケット		
・パネル目地部		
・層間ふさぎ		

耐風圧性能 (17.1.3)

性能値　※建築基準法施行令第87条及び建設省告示第1454号に定められた風圧力に対し安全であること

・正圧（　　）N/㎡以上及び負圧（　　）N/㎡以上に対して安全であること

耐震性能 (17.1.3)

設計用震度　水平方向（KH）　※1.0　・

垂直方向（KV）　※0.5　・

構 造 種 別	層間変位量（ｈ＝支点間距離）	状　態
鉄骨造	※± （１／１００）×ｈ以上 ・	※部材が損傷せず脱落無もしない。ガラス等の破損もない。シーリングは補修程度。
鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	※± （１／２００）×ｈ以上 ・	

18 塗装工事

1.材　料 (18.1.3)

屋内の壁、天井仕上げ材は防火材料とする

ユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒド放散量の等級 (18.1.3)

※規制対象外　・第三種

2.塗装業者 (保　証)

・日本塗装工業会の会員　・監督職員の承認する業者

※塗装業者、請負者連名の保証書（３年）を提出すること。

3.素地ごしらえ

木部の素地ごしらえ (18.2.2)(表18.2.1)

種別　（・Ａ種　・Ｂ種　）

鉄鋼面の素地ごしらえ (18.2.3)(表18.2.2)

種別　（・Ａ種　・Ｂ種　※Ｃ種　）

亜鉛メッキ鋼面の素地ごしらえ (18.2.4)(表18.2.3)

種　別	施　工　部　位　別　及　び　塗　料　種　別
・Ａ　種	鋼製建具及び、２次調整ﾀﾞﾙﾒｯｷ ﾀｰﾙｴﾎﾟｷｼﾏｽﾁｯｸ塗り、常温乾燥形ふっ素樹脂ｴﾅﾒﾙ塗りの場合
・Ｂ　種	Ａ種、Ｃ種以外
・Ｃ　種	下塗りに変性エポキシ樹脂塗料を塗装する場合

モルタル面及びプラスター面の素地ごしらえ (18.2.5)(表18.2.4)

種別　※Ｂ種　・Ａ種（施工箇所：　　）

コンクリート面及びＡＬＣパネル面の素地ごしらえ (18.2.6)(表18.2.5)

種別　※Ｂ種　・Ａ種（施工箇所：　　）

2-UE、2-AUE、2-FUEの場合のｺﾝｸﾘｰﾄ面及び押出成形ｾﾒﾝﾄ板面の素地ごしらえ (18.2.6)(表18.2.6)

種別　※Ｂ種　・Ａ種（施工箇所：　　）

せっこうボード面及びその他のボード面の素地ごしらえ (18.2.7)(表18.2.7)

種別　※Ｂ種　・Ａ種（施工箇所：　　）

4.鋼止め塗料塗り

鉄鋼面 (18.3.2)(18.2.3)(表18.3.1)(表18.3.3)

種　別　屋 外（※Ａ種 JIS K　5674　）　屋　内（※Ｂ種 JIS K5621　・Ａ種　）

仕上種別　見掛り部 ※ Ａ種　・見隠れ部（※Ｂ種　・　）

重ね塗り面 (18.3.2)(18.3.2)(表18.3.2)(表18.3.4)

種　別　鋼製建具　※Ａ種　その他　※Ｂ種

19 内装工事

1.接 着 剤

壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等を用いた接着剤のホルムアルデヒド放散量の等級

※規制対象外　・第三種 (19.2.2)(19.3.3)(19.8.2)

※接着剤に含まれる可塑剤は、難揮発性のものとする

2.ビニル床シート張り (19.2.2)

種　類	記　号	色　柄	厚さ（mm）
※発泡層のないもの	※ＮＣ　・	※無地　・マーブル柄	※2.5
・発泡層のあるもの		※柄物　・無地	
・			
・			

工法　※熱溶接工法　・突付け（施工箇所：　　） (19.2.3)

3.ビニル床タイル張り (19.2.2)

種　類	記　号	厚さ（mm）	備　考
※コンポジションビニル床タイル（半硬質）	ＣＴ	※2	
・コンポジションビニル床タイル（軟　質）	ＣＴＳ	・	
・ホモジニアスビニル床タイル	ＨＴ	・3	
・			

4.帯電防止床ﾀｲﾙ張り (19.2.2)

種　類	厚さ(mm)	性　能
・コンポジションビニル床タイル	※2.0	体積抵抗値（JIS K6911による）1.0×10^{6}Ω
・ホモジニアスビニル床タイル	※4.0又は4.5	以下、又は導入い抵抗値（JIS A1454による）
	・	1.0×10^{10}Ω未満

5.ﾋﾞﾆﾙ幅木

高さ（mm）　・60　※75　・100　・330（階段ささら） (19.2.2)

6.ｶｰﾍﾟｯﾄ敷き (19.3.3)(19.3.4)(表19.3.1)(表19.3.2)

・織じゅうたん

種別	パイル形状	帯電性	色柄等	備考
・Ａ種	・カットパイル	人体帯電圧	※単一色（無地）	
・Ｂ種	・ループパイル	※3kV以下	・柄物（標準品）	
・Ｃ種	・カット、ループパイル併用	・	・	

・タフテッドカーペット (19.3.3)(19.3.4)(表19.3.2)

パイル形状	パイル長(mm)	工法	帯電性
・カットパイル	※5～7　・	※全面接着工法	人体帯電圧
・ループパイル	※4～6　・	・グリッパー工法	※3kV以下
・カット、ループ併用	・		・

・タイルカーペット (19.3.3)(表19.3.2)

パイル形状	種類	種類	総厚さ(mm)	備考
※ループパイル	※第一種	※500×500	※6.5	
・カットパイル	第二種	・	・	
・カット、ループ併用				

帯電性　・人体帯電圧3kV以下（ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱｰ敷設範囲）

7.合成樹脂床 (19.4.2)(19.4.3)(表19.4.1～表19.4.7)

種　別	仕上げの種類	総塗布量
・弾性ウレタン塗り床材	※平滑仕上げ　・防滑仕上げ　・つや消し仕上げ	0.5kg/㎡
・エポキシ樹脂塗り床材	※薄膜流し展べ仕上げ ・厚膜流し展べ仕上げ（※平滑　・防滑） ・樹脂モルタル仕上げ（※平滑　・防滑） ・防滑仕上げ	
・水性ｱｸﾘﾙ系樹脂塗り床材	※防塵仕上げ　・	0.25kg/㎡

ユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒド放散量の等級　※規制対象外　・第三種

8.ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ張り (19.5.2～19.5.7)(表19.5.1～表19.5.4)

種　別	樹　種	工　法	仕上塗料
※天然木化粧複合フローリング	※なら・ひのき	※釘止め工法（Ｃ種）	※有
・単層フローリング	・	・	・無
	・	・	・

ホルムアルデヒド放散量の等級　※規制対象外　・第三種

9.畳敷き (19.6.2)(表19.6.1)

下地の種類	畳の種別	備　考
標仕表19.5.1による床組	※Ｂ種　・	
ポリスチレンフォーム床下地	※Ｃ種　・	

畳表及び畳床は揮発生有機化合物含有量が少ないものとする。

10.ポリスチレンフォーム床下地材

ノンフロンのもの

畳下地　厚さ(mm)　※４０　・６５　・８０　（不燃）

フローリング類　厚さ(mm)　※８０　・９５　（不燃）

11.せっこうボードその他ボード張り (19.7.2)(表19.7.1)

種　類	JISの記号	厚さ（mm）、規格等
・硬質木毛セメント板	HF	・15　・20　・25　・
・普通木毛セメント板	MF	・15　・20　・25　・
・硬質木片セメント板	NF	・15　・20　・25　・
・けい酸カルシウム板	0.8FK	タイプと（厳右欄）（・6　・8　・）
・ロックウール化粧吸音板（内部用）	DR	※フラットタイプ（※9(不燃)　・12　・　） ・凹凸タイプ（※12(不燃)　・15　・19　・　）
・ロックウール化粧吸音板（外部用）		※フラットタイプ（※9(不燃)　・12　・　） ・凹凸タイプ（※12(不燃)　・15　・19　・　）
・せっこうラボード	GB-R	・9.5（準不燃）　・12.5（不燃）
・不燃積層せっこうラボード	GB-NC	9.5（不燃）　化粧無（下地張り用） 化粧有（トラバーチン模様）
・シージングせっこうボード	GB-S	12.5（不燃）
・強化せっこうボード	GB-F	・12.5（不燃）　・15.0（不燃）
・せっこうラスボード	GB-L	9.5
・化粧せっこうボード	GB-D	9.5（※準不燃　・不燃）
・化粧せっこうボード（天目）		12.5（不燃）　幅440程度 模様（※桜目　・板目）専用下地材付き
○普通合板（難燃処理）		・生地、透明塗料塗り（ラワン合板程度） ・不透明塗料塗り（しな合板程度）
・メラミン樹脂化粧板		JIS K6903による　厚さ1.2
・ﾐﾃﾞｨｱﾑﾃﾞﾝｼﾃｨﾌｧｲﾊﾞｰﾎﾞｰﾄﾞ	MDF	・素地MDF（RS）・化粧MDF（・DV　・DO　・PC） ・3　・7　・9　・12
・単板張りパーティクルボード		・無研磨板VW　・研磨板VS ・10　・12　・15　・18
・ハードボード（素地）	HB	・素地　・PAN-HB　・RS-HB ・2.5　・3.5　・5　・7
・インシュレーションボード	IB	・A-IB　・A-IB　・S-IB ・9　・12　・15　・18

合板類、繊維板及びパーティクルボードのホルムアルデヒド放散量の等級

※規制対象外　・第三種

軽量鉄骨下地ボード遮音壁の遮音シール材 (19.7.2)(表9.6.1)

※適用する（・シーリング材　・ジョイントコンパウンド）

・適用しない

12.吸音材 (表19.7.1)

種　類	JISの記号	厚さ（mm）
・ロックウール吸音ボード１号	RW-8	※25　・
※グラスウール吸音ボード３２Ｋ	GW-8	※25　・50

13.壁紙張り (19.8.2)

施　工　箇　所	壁紙の種類 紙	織物	ビニル	化学繊維	無機質	防火性能の級別	備考
	・	・	・	・	・	※不燃・準不燃・難燃	
	・	・	・	・	・	※不燃・準不燃・難燃	
	・	・	・	・	・	※不燃・準不燃・難燃	
	・	・	・	・	・	※不燃・準不燃・難燃	
	・	・	・	・	・	※不燃・準不燃・難燃	
	・	・	・	・	・	※不燃・準不燃・難燃	
	・	・	・	・	・	※不燃・準不燃・難燃	

素地ごしらえ (表18.2.4)(表18.2.7)

モルタル面、プラスター面　※Ｂ種　・Ａ種（施工箇所：　　）

・せっこうボード面　※Ｂ種　・Ａ種（施工箇所：　　）

壁紙のホルムアルデヒド放散量の等級 (19.8.2)

※規制対象外　・第三種

14.断熱材 (19.9.2)(表19.9.3)

種　類	施工箇所	厚さ(mm)	品質等
・押出法ポリスチレンフォーム保温板	※２種ｂ　・	※一般部　・図示	※25　・30	ノンフロンのもの
	※３種ｂ（スキン層付）　・	・接地部分　・	※25　・	
現場発泡断熱材（吹付硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ）	※Ａ種１　・	※断熱材補修部分　・一般部　・	・　※19　・	ノンフロンのもの　※難燃性
		製造所　評価方法による		
・断熱材兼用型枠	・木質系　・ｺﾝｸﾘｰﾄ系　・	※壁（図示の範囲）　・	※40以下　・	断熱抵抗＝厚さ／熱伝導率＝0.676以上（㎡･K/W）
		製造所　建設技術評価「建築物の断熱材兼用型枠工法の開発」において、評価を取得したもの。		

ﾛｯｸｳｰﾙ、ｸﾞﾗｽｳｰﾙ、ﾌｪﾉｰﾙﾎﾞｰﾄﾞﾙ、ｽﾁﾛｰﾙ樹脂又はｳﾚﾀﾝ樹脂を使用した断熱材のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量の等級

※規制対象外　・第三種　・セルロースファイバー

15.浴室天井

市販品

材　質	表面仕上げ	性　能	幅（mm）	備　考
※アルミニウム製	※焼付け塗装品	準不燃品	※200	回り縁は種付きとし、製造所の標準品とする。
	・アルマイト処理品		・100	
・硬質塩ビ製	※塗装品　・木目調		※300　・100	

16.畳寄せ目板

材種　※信州産唐松（信州木材認証製品又は同等品）

・信州産杉　（信州木材認証製品又は同等品）

・　図示　市文給品

20 ユニットおよびその他工事

1.フリーアクセスフロア (20.2.2)

・　図示　ネットワークフロア　厚み40mm

施工箇所	構　法	仕上り高（mm）	適用地震時水平力	耐荷重性能	表面仕上げ材
	・ﾊﾟﾈﾙ構法・溝構法	・※50未満	・1.0Ｇ・0.6Ｇ	・3,000Ｎ・5,000Ｎ	・帯電防止ビニル床タイル・タイルカーペット
	・ﾊﾟﾈﾙ構法・溝構法	・※50未満	・1.0Ｇ・0.6Ｇ	・3,000Ｎ・5,000Ｎ	・帯電防止ビニル床タイル・タイルカーペット
	・ﾊﾟﾈﾙ構法・溝構法	・※50未満	・1.0Ｇ・0.6Ｇ	・3,000Ｎ・5,000Ｎ	・帯電防止ビニル床タイル・タイルカーペット

耐震性能5,000Nについては、平成元年建設省告示第1322号「耐震型ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱの開発」の建設技術評価において評価を得たもの又は同等品とする。

表面仕上げ材の品質・規格等は、19章内装工事による

スロープ及びボーダー　※ 製造所の標準仕様　・図示

コンセント等の取付け対応　※ 製造所の標準仕様（コンセント本体は別途設備工事）

コンセントの箇所数は図示

配線用取り出しパネル　配線取り出し開口：ﾊﾟﾈﾙ１枚につき80mm×80mm程度の開口１ヶ所以上

ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ全体面積に対する設置割合　※20～30%　・

空調用吹き出しパネル　※ 無し

・ 有り　（※固定式　・可変式　：施工箇所は図示）

2.可動間仕切 (20.2.3)

構 造 形 式	パネル部の厚さ（mm）	表面材種厚さ（mm）	仕　上	遮音性能	防火性能
※パネル式・スタッド式・スタッドパネル式	・	※鋼板（※0.6　・0.8）	※メラミン樹脂又はﾌﾟﾘﾝﾄ樹脂焼付（　）	・あり	・あり
			・	・なし	・なし

3.移動式間仕切 (20.2.4)

遮音性能による区分	厚さ（mm）	表面材	表面仕上げ	操作方法
・一般タイプ		※ 鋼 板	・焼付け塗装	・手動式　・電動式
		・	・壁紙張り	・部分電動式
・遮音タイプ（36dB以上）		※ 鋼 板	・焼付け塗装	・手動式　・電動式
		・	・壁紙張り	・部分電動式

表面仕上げの壁紙張りの品質は19章内装工事による

遮音性能はJIS6512の遮音試験に準拠する

4.トイレブース

表面仕上げ材　※メラミン樹脂化粧板（標準色　アルミ製コーナーエッジ付き） (20.2.5)

・ポリエステル樹脂系化粧板

足形状　※標準型　・足全物型

5.階段滑止め

材種　ステンレスＳＵＳ３０４ (20.2.6)

形状　ビニルタイヤ入り

・両端フラットエンド　・無　※有（・ステンレスＳＵＳ３０４　※ビニル製）

幅（mm）　約３５

取付け工法　※ 接着工法　・ 埋込み工法

6.階段手すり

※アルミ成材クリアラッカー仕上げ（市販品　径約45mm）

・ビニル製ハンドレール（幅約50mm）

7.黒板及びホワイトボード (20.2.8)

種　類	寸法（mm）	色　彩	備　考
・黒板	※焼付け	※緑　・黒	※平面　・曲面　・スクリーン付引分
		※緑　・黒	
・ホワイトボード	※ほうろう	※白	※平面　・曲面　・スクリーン付引分
		※白	

8.鏡 (20.2.9)

寸法(mm)　・図示

厚さ(mm)　※5

9.表示 (20.2.10)

衝突防止表示　※ 図示（市販品　※ステンレス製　径約３０mm　・　　）

（・両面　・片面）

・ 無し

表示標識　案内用図記号については JIS Z 8210 による

誘導標識、非常用進入口表示等は市販品とし、その他は共通詳細図による。

検印欄

安曇野市

工事名	令和4年度（債務負担行為）穂高基地公園　合葬式墳墓石板立て設置工事	年月日 ・ ・
図面名称	特記仕様書（３）	図面番号

20 ユニット及びその他工事

10. 煙突ﾗｲﾆﾝｸﾞ (20.2.11)
・煙突用成形ﾗｲﾆﾝｸﾞ材
最高使用温度 ・400℃ ・650℃
・ｷｬｽﾀﾞﾙ耐火材
工法 ※こて押さえ (20.2.11)
最高使用温度 ※400℃

11. ブラインド (20.2.12)

形式	種類	スラットの材質	スラットの幅(mm)
※横型	※ギア式 ・コード式 ・操作棒式	※アルミニウム合金製 ・	※25
・縦型	・１本操作コード ※２本操作コード	・アルミスラット ・クロススラット	・80 ・100

12. ロールスクリーン 防炎性能 ※有り ・無し (20.2.13)

操作方式	幅(mm)	高さ(mm)	材種	品質	備考

13. カーテン (20.2.14)

施工箇所	形式 片引	形式 引分	装置 電動	装置 紐引	装置 手引	ひだの種類	性能	備考

14. カーテンレール 材種 ※アルミニウム製 ・ステンレス製 (20.2.14)
形式 ・片引き ・引分け（※暗幕用は300mm以上の召合せの重掛けとする）

15. ブラインドボックス及びカーテンボックス ・有版品（アルミニウム製 押出し型材）
高幅×深さ（mm） ・90×150 ※120×80 ・120×100 ・150×80 ・
色彩 ※Ｂ－１ ・Ｂ－２（※ブラウン系 ・ブラック ・ステンカラー）
・図示

16. 耐震スリット

方向	タイプ	耐火性能	防水性能
・垂直方向	※完全（全貫通型）スリット	・耐火型	・有り
・水平方向		・非耐火型	・無し

目地	内壁（幅×深さ）	外壁（幅×深さ）
目地材	シーリング材（見え掛かりのみ）	シーリング材（内外とも）
目地寸法（mm）	※２０×１０ ・	※２０×１０ ・

17. 止水板 形状 ・差込式 ・据置式 ・壁張り式
寸法

18. 天井点検口 材質 アルミニウム製 ※額縁タイプ ・目地タイプ)

19. 床点検口 材質 アルミニウム製 受け枠（※アルミ製 ・ステンレス製）

20. 鋼製書架及び物品棚

種類	規格等	JISによる種類
・鋼製書架	JISS 1039の規格による	・1種 ・2種 ・3種
・鋼製物品棚		・4種 ・5種 ・6種 ・

21. 鍵箱 市販品
形式 ・30組用 ・60組用 ・120組用 ・

22. 靴ふきマット 市販品
材質 ・塩化ビニル製（コイル状 ステンレス製受枠） ・ビニル製（ステンレス製受枠）
・硬質アルミニウム製（受枠とも） ・ステンレス製（受枠とも）

23. 流し台ユニット

種類	寸法（L＝mm）	適用内容	規格・品質等
・流し台	※1200 ・1500 ・1800	ﾄﾗｯﾌﾟ付き	※優良住宅部品
・コンロ台	※ 600 ・ 700 ・	ﾊﾞｰｶﾞﾗｰﾄﾞ ※将り	(ｾｸｼｮﾅﾙｷｯﾁﾝ Ⅰ型)
・つり戸棚	※1200 ・ 900 ・ 600		・
・水切り棚	※1200 ・ 900 ・	ｽﾃﾝﾚｽ製 ※１段式	※市販品

24. 屋内掲示板 枠の材質 ※アルミニウム製 ・図示
表面の材質 ※塩ビ発泡シート張り ・

25. 洗面カウンター 材種 ・メラミン樹脂化粧板張り（芯材：集成材） ・人工大理石（品質 ※図示）
奥行き（mm） ・約450 ・約600

26. 防煙垂れ壁 ・固定式

材質	厚さ(mm)	高さ(mm)	備考
※網入り磨板ガラス	※6.8	※500	アルミ製枠付き
・線入り磨板ガラス	・	・	

・可動式

種類	材質	高さ(mm)	備考
・垂直降下式（巻取り型）	※不燃布（不燃認定品）	※500 ・800 ・	ガイドレール ※固定式（壁埋込型） ・可動式（天井収納型）
・回転降下式	鋼板製又はアルミ製	※500 ・800 ・	表面仕上げ ※天井材張り ・

降下機構 煙感知器連動及び手動開放装置（理込型）

27. 誘導用及び注意喚起用床材 ﾌﾞﾛｯｸﾊﾟﾀｰﾝはJIS T 9251による (19.2.2)
色彩は黄色を原則とする
屋内 ※塩化ビニル製 ・磁器又はせっ器質タイル（※300 ・ ）
・レジンコンクリート製
屋外 ※レジンコンクリート製 ・磁器又はせっ器質タイル（※300 ・ ）

28. 旗竿
材質 ※アルミニウム合金製
形式 ※テーパー型 ・同一断面型
地上高さ（m） ・6 ・8 ・10 ・12
操作方法 ※ハンドル式 ・ロープ式
固定方法 ・埋込式 ・ベース式 ・バンド式

29. 旗竿受金物 材種 ステンレス製SUS304

30. フェンス ※ビニル被覆エキスパンドフェンス ・樹脂塗装メッシュフェンス ・鋼管フェンス

21 排水工事

31. 屋外掲示板 照明器具 ※有り ・無し
施錠 ※有り ・無し

32. 車止め支柱 ステンレス製（上下式鎖内蔵型） 径114.3mm t=2.5mm H=地上＋700mm
※スプリング付き ・スプリング無し

33. 収納・収納家具 材質 ※図示 ・
形状・寸法 ※図示
ホルムアルデヒド放出量の等級 ※規制対象外 ・第三種

34. エキスパンション・ジョイント金物 材質 ・アルミ ・ステンレス
クリアランス ・50 ・100 ・150 ・
耐火性能 ・有り（ ） ・無し
防水型 ※適用する ・適用しない

1. 排水管 排水管用材料 (21.2.1)(表21.2.1)(21.2.3)

材種	管の種類	管形状（接合方法）
※遠心力鉄筋コンクリート管	※外圧管（※１種 ・２種）	B形（ゴム輪合）
・硬質塩化ビニル管	※ＶＰ ・ＶＵ	
・ﾘｻｲｸﾙ硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ発泡三層管	・ＲＳ－ＶＵ ・ＲＳ－ＶＰ	

車道部の排水管の敷設 ※図示 (21.3.1)(21.3.3)
・砂基礎（地業厚さ20cm以上 材料 山砂の類）

2. 排水桝及びふた 鋳鉄製マンホールふた (21.2.2)

種類	適用荷重
・水封形 ・密閉形（マーパー・パッキン式）	・T－２用 ・T-6用
・簡易気密形（パッキン式） ・中蓋付密閉形	・T-14用 ・T-20用

グレーチングふた (21.2.2)

材質	形式	種類	適用荷重	メンバーピッチ	上面形状
・鋼製	※受枠付き	・落ふた用	・歩行用	※細目	※凹凸形
・ステンレス製	・	・桝ふた用	・Ｔ－２用		
	ボルト固定	・かさ上げ用	・Ｔ－６用	※普通目	※平形
	※無し	・Ｕ字溝用	Ｔ－14用	・細目	・凹凸形
	・図示		・Ｔ－20用		

3. 浸透管及び浸透桝 製造所

4. その他の材料 地業の材料 ※標仕4.6.2による (21.2.3)
コンクリート発注強度 ※18N/mm² ・ (21.2.3)
鉄筋の種別 ※SD295A ・ (21.2.3)(表5.2.1)
埋戻し土 ※B種 ・ (21.2.3)(表2.2.1)

22 舗装工事

1. 盛土に用いる材料 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 (22.2.3)(表3.2.1)

2. 遮断層及び凍上抑制層の材料 ・遮断層 ※川砂、海砂又は良質な山砂 ・ (22.2.2)(22.2.3)
・凍上抑制層 ※再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ ・ｸﾗｯｼｬﾗﾝ ・切り込み砂利 ・砂

3. 路床安定処理 (22.2.2)(22.2.3)(表22.2.2)
※添加材料による安定処理
種類 ・普通ポルトランドセメント ・フライアッシュセメントB種
・生石灰（ ） ・消石灰（ ）
添加量 kg/m³（目標ＣＢＲ ※5以上 ・ ）

4. 路床土の支持力比試験 ※行う （※乱した土 ・乱さない土） (22.2.5)

5. 路床締固め度の試験 ※行う (22.2.5)

6. 砂の粒度試験 ※行う

7. 路盤材料 ※再生クラッシャラン（ＲＣ－４０） (22.3.3)
・クラッシャラン（Ｃ－４０）又はクラッシャランスラグ（ＣＳ－４０）
透水性アスファルト舗装にもちいる場合は透水性の高いもの

8. 路盤の締固め度の試験 ※行う

9. アスファルト舗装 (22.4.2)(表22.4.1)

舗装の種類	車道部の基層	カラー舗装の種類
※アスファルト舗装	※無し ・有り	※顔料混入加熱アスファルト混合物
・カラー舗装	・無し ・有り	・

カラー舗装の着色骨材 ・有色骨材（珪成） ・着色骨材（樹脂被覆）
アスファルト ※再生アスファルト ・ストレートアスファルト (22.4.3)
加熱アスファルト混合物の種類 (22.4.4)(表22.4.6)

区分	※一般地域	・寒冷地域
表層	※密粒度アスファルト混合物（１３） ・細粒度アスファルト混合物（１３）	※密粒度アスファルト混合物（１３Ｆ） ・細粒度ギャップアスファルト混合物（１３Ｆ）
基層	・粗粒度アスファルト混合物（２０）	

シールコート ※行わない ・行う（施工範囲 ） (22.4.5)
アスファルト混合物の抽出試験 ※行わない ・行う (22.4.6)

10. コンクリート舗装 早強セメント ※使用しない ・使用する (22.5.3)
注入目地材料 ※低弾性タイプ ・高弾性タイプ (22.5.3)(表22.5.3)
溶接金網 ※有り ・無し (22.5.3)(22.5.4)
厚さ試験 ※行わない ・行う (22.5.6)

11. 透水性アスファルト舗装 アスファルト混合物の抽出試験 ※行わない ・行う (22.4.6)(22.6.6)

12. 排水性アスファルト舗装 アスファルト混合物 (22.7.3)(表22.7.2)
※改質アスファルトⅠ型 ・改質アスファルトⅡ型
タックコート用ゴム入りアスファルト乳剤の種類 (22.7.3)(表22.7.3)

適用時期	種類
下記以外	ＰＫＲ－Ｔ１
冬期	ＰＫＲ－Ｔ２

アスファルト混合物の抽出試験 ※行わない ・行う (22.7.6)

13. ブロック系舗装 ・コンクリート平板舗装（コンクリート平板は、JIS A5371の平板） (22.8.1)(22.8.3)

種類	寸法(mm)	厚さ(mm)	目地材
※普通平板（Ｎ）	※300角	※６０	※砂
・透水平板（Ｐ）			・モルタル

23 植栽工事及び屋上緑化工事

1. 樹木の植栽基盤整備 芝及び地被類 (23.2.2)(23.2.3)(表23.2.1)(表23.2.2)

適用	有効土層の厚さ(cm)	工法	整備範囲
※行う ・行わない	※20 ・	※B種 ・	※植栽範囲 ・図示

樹木 (23.2.2)(23.2.3)(表23.2.1)(表23.2.2)

樹木の樹高	有効土層の厚さ（cm）	工法	整備範囲
・12以上	※100 ・120 ・150	※A種	・葉張りの範囲
・7以上～12未満	※ 80 ・100	・B種	ただし、樹木は植栽範囲
・3以上～7未満	※ 60 ・80	・C種	・図示
・3未満	※ 50	・D種	

工法Ｄ種以外の工法で、現状地盤高と計画地盤高が同一でない場合は、計画地盤高からを有効土層とする。ただし、計画地盤高が現状地盤高より高い場合は、計画地盤高まで植え込み用土で盛土を行う。

2. 植込み用土 ※現場発生土の良質土 ・客土（※畑土 ・黒土） (23.3.2)

3. 土壌改良材 (23.2.3)(23.2.4)
※適用する
施工箇所 ※植栽範囲 ・図示
パーク堆肥
有機物の含有量（乾物） : 70%以上
炭素窒素比（C/N比） : 35以下
陽イオン交換容量（乾物） : 70meq/100g以上
pH : 5.5～7.5
水分 : 55～65%
幼植物試験の結果 : 生育阻害その他の異常を認めない

発酵下水汚泥コンポスト
「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」の別表第一の基準に適合する原料を使用したもので、植害試験の調査の結果、害がないものとする。

ヒ素	: 0.005%以下	炭素窒素比（C/N比）	: 20以下
カドミウム	: 0.0003%以下	pH	: 8.5以下
水銀	: 0.0003%以下	水分	: 50%以下
ニッケル	: 0.03%以下	窒素全量（現物）	: 0.8%以上
クロム	: 0.05%以下	リン酸全量（現物）	: 1.0%以上
鉛	: 0.01%以下	アルカリ全量（現物）	: 15%以下
有機物の含有量（乾物）	: 35%以上		

4. 支柱材 ※杉、ひのき又はかつ松（皮はぎもの、間伐材） ※加圧式防腐処理 (23.3.2)
・真竹（良質な2年生以上）

5. 幹巻き用材料 ※幹巻き用テープ ・わら及びこも (23.3.2)

6. 芝張り 種類 ※こうらい芝 ・野芝 (23.4.2)
工法 ・目地張り ・べた張り

7. 枯補償等 新植樹木の枯補償の期間 ※１年 ・ (23.3.4)
移植樹木の枯損処理の期間 ※１年 ・ (23.3.6)
芝及び地被類の枯補償の期間 ※１年 ・ (23.4.7)(23.3.4)

8. 屋上緑化 植栽基盤及び材料 (23.5.2)(23.5.3)
・屋上緑化システム
土壌層の厚さ ・図示 ・管理型
保水・排水層 ・軽量骨材（層の厚さ： ） ・板状成形品
植込み用土 ※改良土 ・人工軽量土
樹木の樹種、寸法、株立数、寸法等 ※図示 ・
透水層、保水層及び排水層等
・屋上緑化軽量システム
芝及び地被類の樹種並びに種類等 ※図示 ・
工法 (23.5.4)
支柱 ・設置する （種類 ・図示 ・ ）
かん水装置 ・設置する （工事区分は図示による）

2① 工事現場の環境改善・建設副産物及びISO 14001関係

①工事現場の環境改善について
工事現場のイメージアップ
・仮囲い周辺の美化 ・
地域住民への情報提供
・完成予想図の設置 ・情報掲示板の設置 ・パンフレットの作成
地域住民とのコミュニケーション
・現場見学会の開催 ・
住民に対する災害防止関係
・現場出入口周辺への誘導員の配備 ・

②産業廃棄物の取扱いについて
(1) 解体工事を伴う場合は、別添の解体工事仕様書によること。
(2) 廃棄物の処理に当たっては、請負者が自ら処理（分別、保管、収集、運搬及び処分の一連の行為）するときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、適正に行うこと。
(3) 廃棄物の処理の全部又は一部を委託する場合は、廃棄物処理法に基づく処理を業として許可を取得している者に委託すること。また、施行前に産業廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物処理業の許可証の写し、許可運搬車両一覧並びに処分地の案内図を監督員に提出すること。
(4) しゅん工したときは、積込み状況の写真、処分状況の写真、ﾏﾆﾌｪｽﾄ綴、B2票、D票並びにE票の写しを監督員に提出すること。
（ B2票及びD票はﾏﾆﾌｪｽﾄ交付90日（特別管理産業廃棄物は60日）、E票は180日以内に提出するものとし、工期内に提出できない場合は、監督員と協議するること。）

③再生資源利用促進計画書等について
「再生資源の利用の促進に関する法律」（以下「リサイクル法」という。）に基づき、請負者は、工事の着手前に「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を提出し、監督員の承諾を受けること。
また、しゅん工後に「再生資源利用促進実施書」及び「再生資源利用実施書」を提出すること。

対象工事：リサイクル法に規定する一定規模以上の工事又は工事規模が１千万円以上の工事

④ＩＳＯ 14001関係
(1) 現場で使用する機械は、低騒音、低振動、低排ガス型施工機械とすること。
(2) 夜間、早朝等の稼動を避けること。ただし、監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。なお、運搬ルートの選定に当たっては影響の少ないルートを選定すること。
(3) 汚水、汚濁、土砂の流失防止に努めること。また、表土復元等環境の回復に努めること。
(4) 地盤改良によって、間辺への水質、土壌など地下水に影響を与えるおそれがある場合は監督職員と協議を行うこと。
「参考資料」： 平成12年３月24日付、建設省技調発第49号、同答建発第10号（改正平成13年4月20日）
「セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置について」
(5) 熱帯材合板型枠は、極力使用しないこと。

⑤過積載の禁止 資機材の運搬にあたっては、運搬車両の最大積載量を把握し過積載を行わないよう計画すること。また、飛散の恐れがあるものについては、飛散しないような処置を行い運搬すること。

2② その他

①保険等
(1) 本建築引渡しまで請負者は工事目的物、工事材料等について火災保険を掛けなければならない。
(2) 工事期間中請負者の責任において労災保険に加入し、その負担は請負者とする。

②その他
(1) 暴力団関係者から工事幼害による被害を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出すること。
(2) 工事請負額が５００万円以上の工事については、工事実績情報（工事カルテ）の登録をすること。
（ただし工事請負代金額５００万円以上２，５００万円未満の工事については、受注時・訂正時のみ登録するものとする。）
登録する場合は、あらかじめ監督職員の確認を受け、次に示す期間内に（財）日本建設情報総合センター（JACIC）に登録の手続きを行うとともに、登録されたことを証明する資料を監督職員に提出する。
なお、変更時と完成時の間が１０日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
① 工事受注時 契約締結後１０日以内
② 登録内容の変更時 変更契約締結後１０日以内
③ 工事完成時 工事完成後１０日以内
（ 連絡先 ：（財）日本建設情報総合センター Tel03-3505-2973 ）
(3) 下請負契約締結後、速やかに下請負人通知書を提出すること。
(4) 現場施行体制において、請負者は施工体制台帳を作成し、工事期間中工事現場に備え付けるとともに、監督職員に写しを提出すること。
また、工事現場における施工の分担関係を明示した「施工体系図」を作成し、これを工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示を行うこと。
※施工体制台帳に記載すべき内容
・建設業法施行規則 第１４条の２第１項に掲げる事項
・安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名
(5) 下記業種等については、建設工事に関連性をもち、元請負人の指揮、調整のもと行われるものであるため施工体制台帳、施工体系図、契約書及び下請負人通知書等整備すること。また、下記業種同等と考えられるものについても、同様に整備すること。
・交通整理員、ガードマン
・産業廃棄物処理業者
・ダンプ運転（１人親方のダンプ運転手）
・１日で完了する請負契約、小額な作業・雑工・労務のみ単価契約の請負契約
・クレーン作業、コンクリートポンプ打設等日々の単価契約で行っているもの
・クレーン等の重機オペレーターを機械と一緒にリース会社から借上げる場合
・他の会社から応援者を借上げ、請負契約を締結した場合（臨時雇用関係である場合を除く）
(6) 本工事について、公共工事労務費調査、資材調査、建設副産物実態調査等の調査依頼を受けた場合は、これに協力すること。
(7) 施行途中において、検査担当職員及び発注機関の長が指定する職員による、抜打ち検査を実施する場合においては、これに協力すること。

③不具合の確認 工事しゅん工後3ヶ月、12ヶ月に不具合の確認を行い、その結果を書面で担当課長あて報告する。
（施設管理者からの聞き取り調査を含め、調査には必ず施設管理者の立会いを要する。）

安曇野市

検印欄

工事名 令和4年度（債務負担行為）穂高墓地公園 合葬式墳墓石板立て設置工事

年月日 ・ ・

図面名称 特記仕様書（４）

図面番号

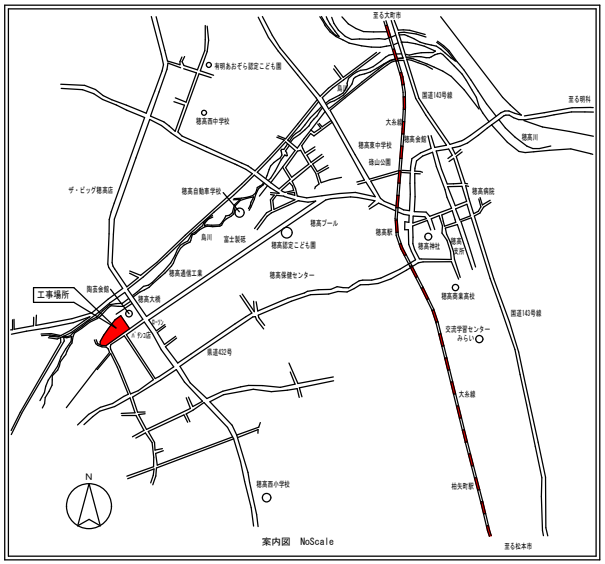

案内図　NoScale

訂正	月	日		安曇野市	設計年月日	設計	検図	承認印	工事名称 令和4年度（債務負担行為）穂高墓地公園　合葬式墳墓石板設置立て工事	設計番号 -
						製図	担当	承認年月日	図面名称 案内図・配置図	縮尺 S=1/400	図面番号 A-05

外構配置図　　S=1/50

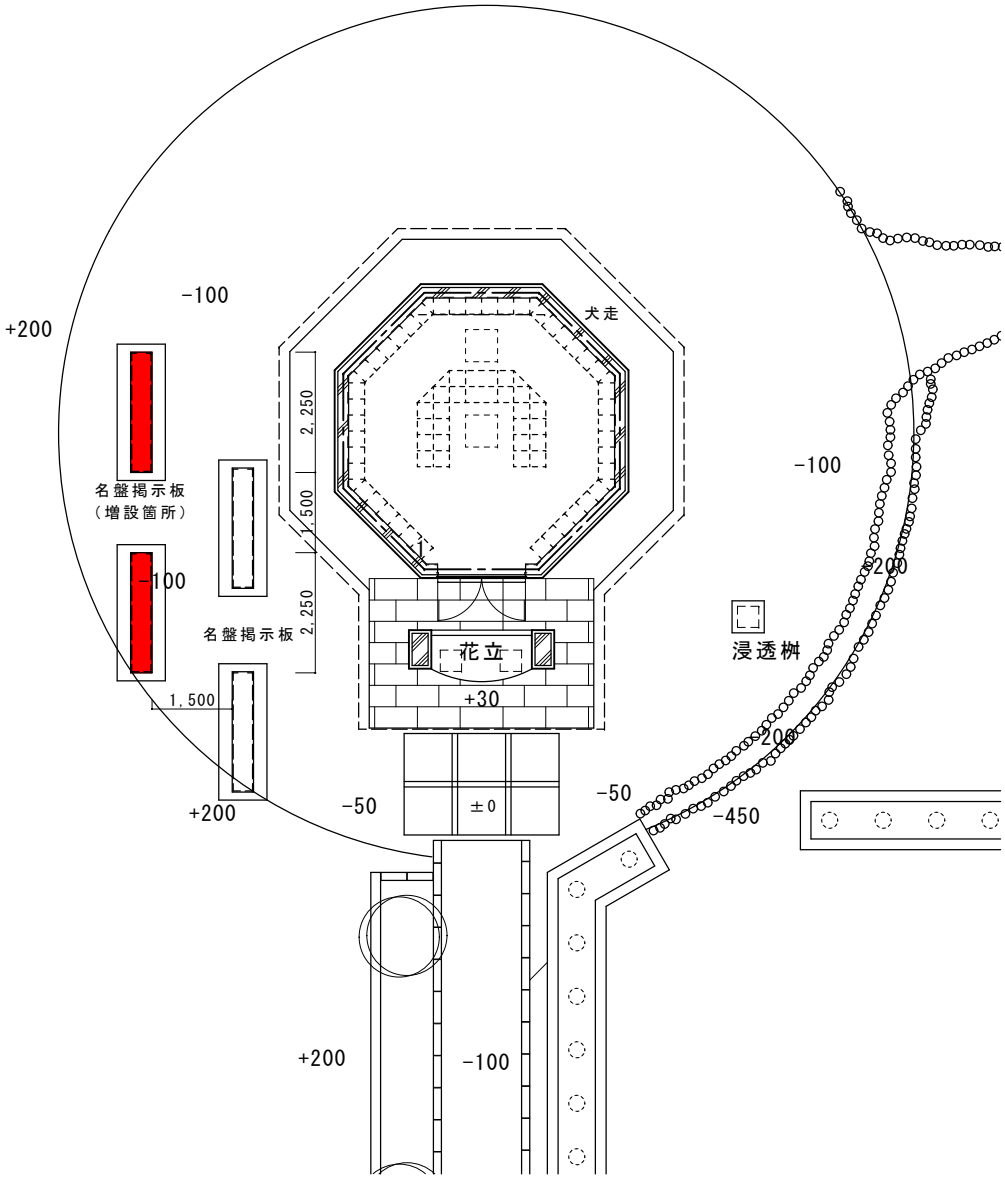

位置は現場での調整とする

名盤詳細図　　S=1/20　S=1/2

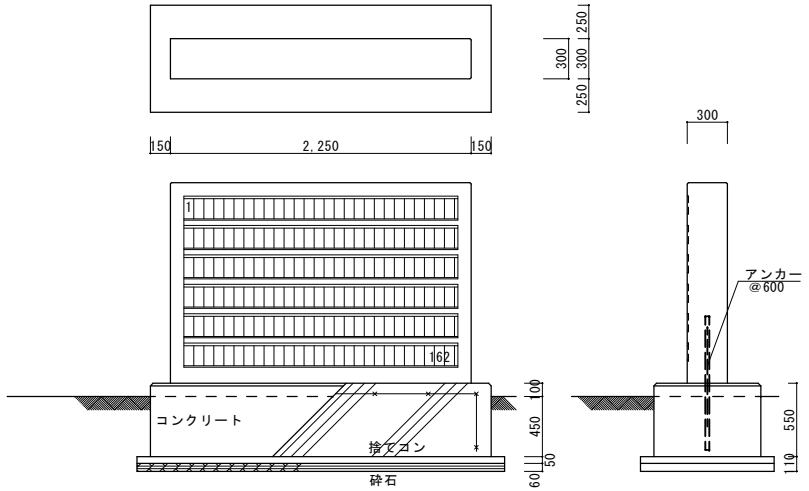

捨てコンクリート　Fc=18　S＝10
躯体コンクリート　Fc=21+6　S＝18
鉄筋　SD295　D10

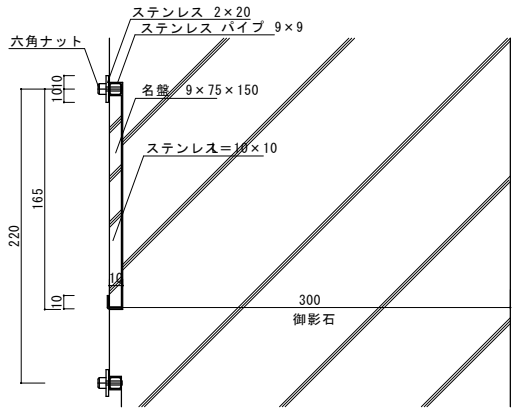

訂正	月　日		安曇野市	設計年月日	設計	検図	承認印	工事名称 令和4年度（債務負担行為）穂高墓地公園　合葬式墳墓石板立て設置工事	設計番号 -
					製図	担当	承認年月日	図面名称 外構配置図・名盤詳細図	縮尺 図示	図面番号 A-06